アクサ生命

2023.10

特別勘定のしおり

年金払定期付積立型変額保険

この特別勘定のしおりは、「年金払定期付積立型変額保険」の特別勘定資産の運用に関するご理解を深めていただく為に作成したものです。
特別勘定の基本運用方針、運用リスク等のご契約にともなう大切なことがらを記載しておりますので、本文を十分ご確認のうえご契約をお申込みくださいますようお願い申し上げます。
また、お申込みの際は、あわせて「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「リファレンスブック」を必ずご覧ください。

■ご契約の際に必ずご留意いただきたい事項

- 年金払定期付積立型変額保険のリスクについて
  特別勘定の資産運用は一定の収益も期待できますが、一方で株価等の下落や為替の変動に伴う投資リスクも負うことになり、満期保険金額や払いもどし金額が払込保険料を下回る場合があります。
- 自己責任の原則について
  資産運用の結果、運用実績がプラスの場合もマイナスの場合も、直接保険金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクが全て保険契約者に帰属することになります。
  当冊子に記載されるいかなる内容も、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている情報は、投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものであり、開示内容について当社は一切責任を負いません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている各表にある時価合計、投資比率、純資産総額等はそれぞれの項目を四捨五入していますので小計、合計等と合致しないことがあります。
※この「特別勘定のしおり」は、2023 年 7 月 31 日現在で入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、将来変更されることがあります。

目　次

特別勘定のしおり

ページ

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名　“ライフプロデュース 30/50/70” …… 6
特別勘定名　“ライフプロデュース日本株式” …… 20
特別勘定名　“ライフプロデュース世界株式” …… 44
特別勘定名　“ライフプロデュース世界債券” …… 70

【資産の運用に関する重要な事項】

特別勘定名　“ライフプロデュース日本株式” …… 92
特別勘定名　“ライフプロデュース世界株式” …… 102
特別勘定名　“ライフプロデュース世界債券” …… 112

資産の運用に関する極めて重要な事項

ライフプロデュース30/50/70

Ⅰ　特別勘定の状況

1. 特別勘定の性格

1　名　称

ライフプロデュース 30/50/70

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2　目的および基本的性格

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3　特　色

●当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式および債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4　仕組み

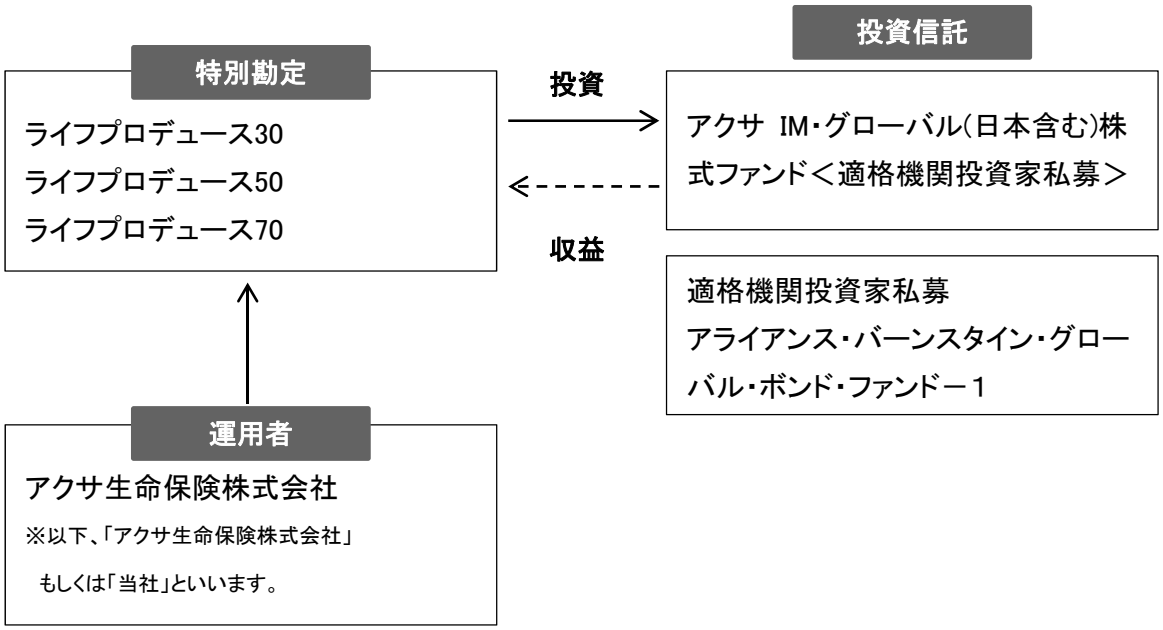

※運用の仕組みは、2023年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として日本を含む世界各国の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
各資産への投資は、下記の配分比率を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※　「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※　市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。

特別勘定名	基本資産配分比率	
	世界株式	世界債券
ライフプロデュース30	30%	70%
ライフプロデュース50	50%	50%
ライフプロデュース70	70%	30%

※　運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。
※　実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。
※　特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。
※　利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

資産の種類	利用する投資信託		参照ページ
	投資信託名	運用方針	
世界株式	アクサ　IM・グローバル(日本含む)株式ファンド＜適格機関投資家私募＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	44ページ
世界債券	適格機関投資家私募アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－1	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の投資適格債（BBB格以上）を投資対象に相対的投資価値分析を基本として信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	70ページ

2 運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。
・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。

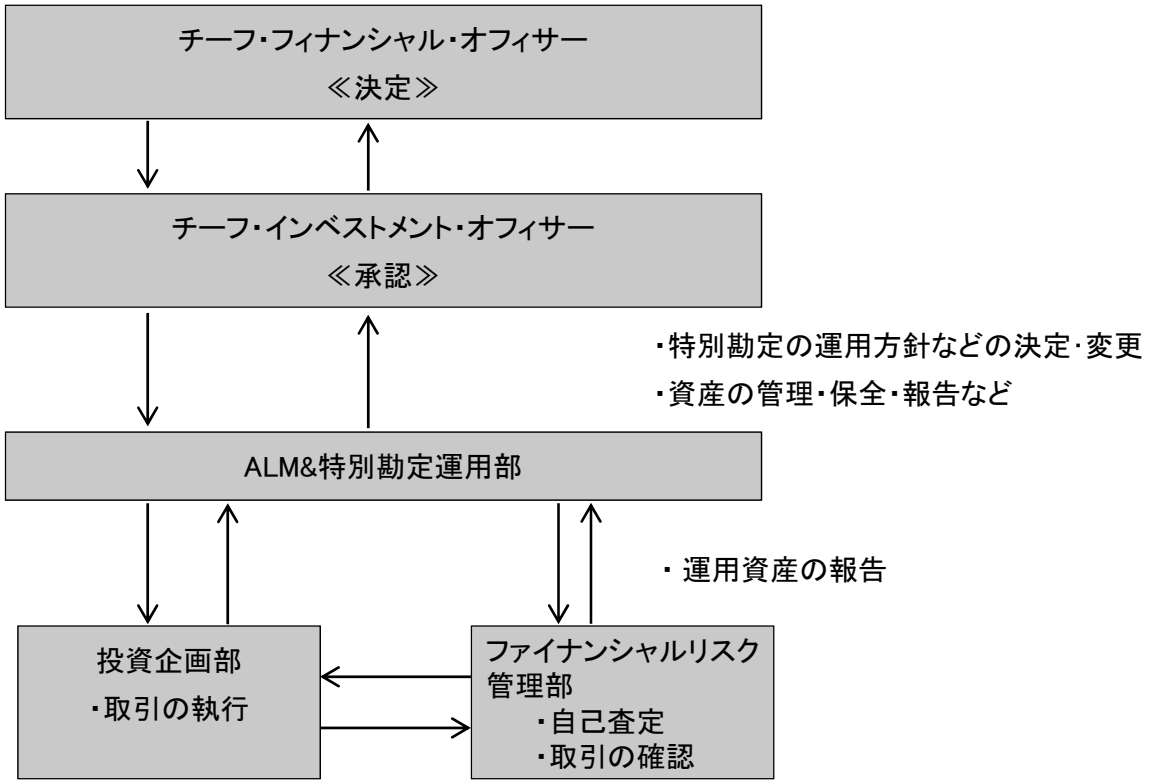

※　上図は2023年7月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

3 主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。
ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
※ 利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4 投資リスクについて

（利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○　資産配分リスク

当特別勘定では各資産（世界株式、世界債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○　価格変動リスク

当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○　金利変動リスク

当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○　為替リスク

当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。

また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○　信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○　流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○　カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

3. その他詳細情報

※　利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4. 運用実績（当特別勘定のユニットプライスの推移）

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

2023年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

【ライフプロデュース30】

（2023年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
2006年8月30日	100.00000000	42.31
2022年3月末	145.43424453	△ 2.15
2022年4月末	143.75408975	△ 1.00
2022年5月末	142.82210510	△ 0.36
2022年6月末	143.68374466	△ 0.96
2022年7月末	146.23285983	△ 2.68
2022年8月末	145.29096502	△ 2.05
2022年9月末	141.70416547	0.43
2022年10月末	147.82646556	△ 3.73
2022年11月末	143.62720419	△ 0.92
2022年12月末	136.42229353	4.32
2023年1月末	138.74245316	2.57
2023年2月末	141.45094380	0.61
2023年3月末	142.31028928	－

【ライフプロデュース50】

（2023年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
2006年8月30日	100.00000000	52.81
2022年3月末	155.77870101	△ 1.91
2022年4月末	152.68128083	0.08
2022年5月末	151.93242951	0.58
2022年6月末	151.57966195	0.81
2022年7月末	155.08540783	△ 1.47
2022年8月末	154.58692863	△ 1.15
2022年9月末	149.68201550	2.09
2022年10月末	158.26823405	△ 3.45
2022年11月末	153.93588837	△ 0.73
2022年12月末	145.62090698	4.93
2023年1月末	148.86732772	2.65
2023年2月末	152.64131496	0.11
2023年3月末	152.80647577	－

【ライフプロデュース70】

（2023年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
2006年8月30日	100.00000000	59.88
2022年3月末	162.52093687	△ 1.63
2022年4月末	157.93751239	1.23
2022年5月末	157.41409847	1.56
2022年6月末	155.72799204	2.66
2022年7月末	160.19947956	△ 0.20
2022年8月末	160.20582382	△ 0.21
2022年9月末	153.99941700	3.82
2022年10月末	165.09591149	△ 3.16
2022年11月末	160.73633060	△ 0.54
2022年12月末	151.42966327	5.58
2023年1月末	155.61420872	2.74
2023年2月末	160.45009710	△ 0.36
2023年3月末	159.87554202	―

※特別勘定のユニットプライスは、2006年8月30日のプライスを100．00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ　特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

【ライフプロデュース30】

1. 資産の内訳

（2023年3月31日現在）

区分			金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール			13,012	0.4
有 価 証 券			3,043,785	99.6
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		―	―	―
		―	―	―
	その他の証券		3,043,785	99.6
		世界株式型投資信託	918,542	30.0
		世界債券型投資信託	2,125,243	69.5
貸付金			―	―
その他資産			―	―
一般勘定			―	―
貸倒引当金			―	―
合計			3,056,798	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（2023年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	―
有価証券売却益	866
有価証券評価益	―
有価証券償還益	―
為替差益	―
その他収益	―
有価証券売却損	1,671
有価証券評価損	36,517
有価証券償還損	―
為替差損	―
その他費用及び損失	―
収支差計	△37,321

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（2023年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計 上 額（千円）	当期の損益に含まれた 評 価 損 益（千円）
有 価 証 券			3,043,785	△ 36,517
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		公社債	―	―
		株式等	―	―
	その他の証券		3,043,785	△ 36,517
		世界株式型投資信託	918,542	△ 1,102
		世界債券型投資信託	2,125,243	△ 35,415

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

【ライフプロデュース50】

1. 資産の内訳

（2023年3月31日現在）

区分			金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール			113,309	0.4
有 価 証 券			27,947,767	99.6
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		―	―	―
		―	―	―
	その他の証券		27,947,767	99.6
		世界株式型投資信託	14,126,266	50.3
		世界債券型投資信託	13,821,500	49.3
貸付金			―	―
その他資産			―	―
一般勘定			―	―
貸倒引当金			―	―
合計			28,061,077	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（2023年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	―
有価証券売却益	7,410
有価証券評価益	―
有価証券償還益	―
為替差益	―
その他収益	―
有価証券売却損	11,063
有価証券評価損	261,234
有価証券償還損	―
為替差損	―
その他費用及び損失	―
収支差計	△264,887

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（2023年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計 上 額（千円）	当期の損益に含まれた 評 価 損 益（千円）
有 価 証 券			27,947,767	△ 261,234
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		公社債	―	―
		株式等	―	―
	その他の証券		27,947,767	△ 261,234
		世界株式型投資信託	14,126,266	△ 30,104
		世界債券型投資信託	13,821,500	△ 231,130

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

【ライフプロデュース70】

1. 資産の内訳

（2023年3月31日現在）

区分			金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール			54,696	0.3
有 価 証 券			18,881,585	99.7
	公 社 債		―	―
	株 式		―	―
	外国証券		―	―
		―	―	―
		―	―	―
	その他の証券		18,881,585	99.7
		世界株式型投資信託	13,243,514	69.9
		世界債券型投資信託	5,638,070	29.8
貸付金			―	―
その他資産			―	―
一般勘定			―	―
貸倒引当金			―	―
合計			18,936,281	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（2023年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	―
有価証券売却益	2,873
有価証券評価益	―
有価証券償還益	―
為替差益	―
その他収益	―
有価証券売却損	7,761
有価証券評価損	103,034
有価証券償還損	―
為替差損	―
その他費用及び損失	―
収支差計	△107,922

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（2023年3月31日現在）

区分	貸借対照表 計 上 額（千円）	当期の損益に含まれた 評 価 損 益（千円）
有 価 証 券	18,881,585	△ 103,034
公 社 債	―	―
株 式	―	―
外国証券	―	―
公社債	―	―
株式等	―	―
その他の証券	18,881,585	△ 103,034
世界株式型投資信託	13,243,514	△ 16,387
世界債券型投資信託	5,638,070	△ 86,647

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

ライフプロデュース日本株式

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－1

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
以下、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドおよびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンドを個々にまたは総称して「マザーファンド」という場合があります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、1,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特　色

1．主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

2．各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の 50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

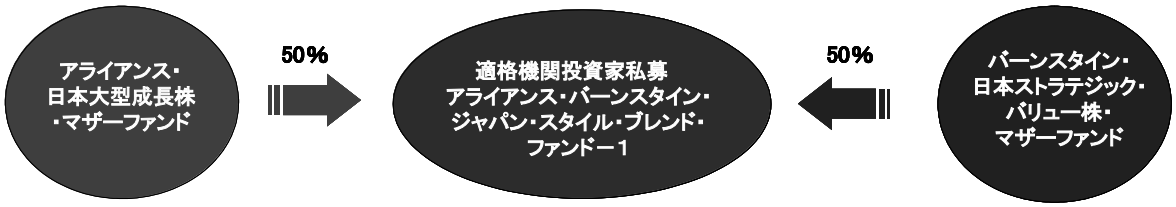

※上記は基本投資割合であり、実際の投資割合は異なることがあります。
※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分比率に調整することをいいます。

３．バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。

＜運用哲学＞

本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。

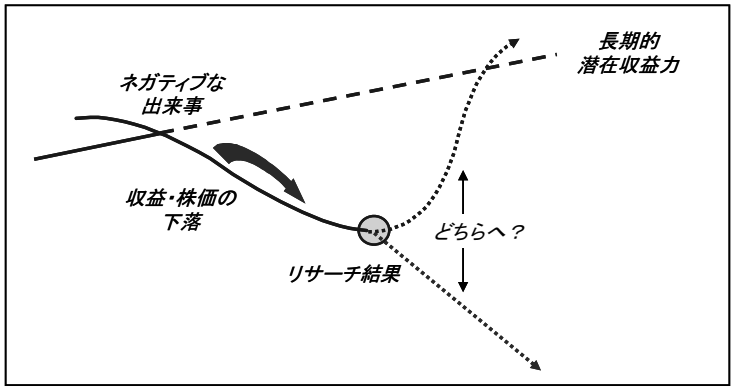

＜運用プロセス＞（2023 年 3 月末現在）

- TOPIX（東証株価指数）採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュー投資機会）として抽出します。
- その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心にファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- 全てのリサーチ結果は日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て、割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- 日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して、投資判断を行います。
- 株式の組入れは、通常の状態では、フル・インベストメントを基本とします。

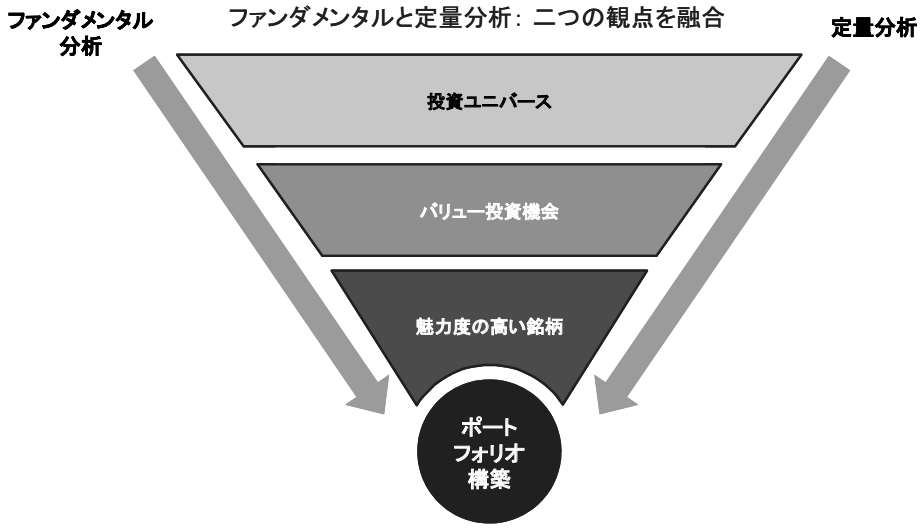

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

4. アライアンス・日本大型成長株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益を目指します。

＜運用哲学＞

安定した利益の成長が長期的な投資リターンをもたらすという信念に基づき、徹底したボトムアップの個別銘柄分析によって、長期的に安定した利益成長が期待できるとともに、株価が魅力的な水準にある厳選された銘柄に注目したグロース株運用を行います。

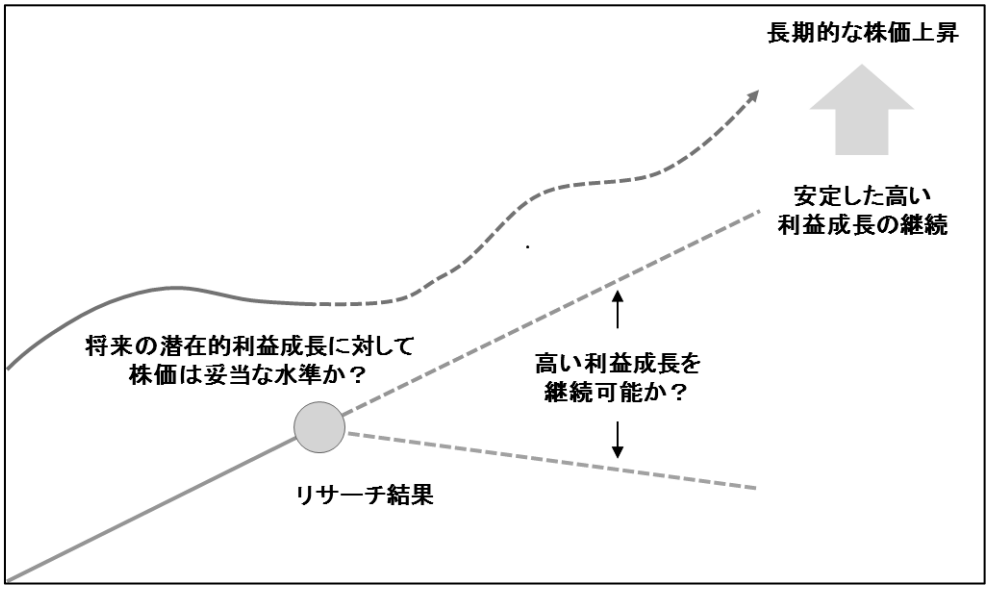

＜運用プロセス＞（2023 年 3 月末現在）

- TOPIX（東証株価指数）採用銘柄を中心とした投資ユニバースから、計量モデルを用いて時価総額や収益性、利益成長率などによる絞り込みを行い、クオリティの高い成長銘柄を抽出します。
- 抽出された銘柄を中心に、将来の成長の予測可能性の高さや ESG 評価などに基づき、組入候補となる銘柄群を厳選します。
- 組入候補銘柄を対象として、徹底したボトムアップ・アプローチによる将来 5 年間の収益予測、およびバリュエーション評価を行い、将来の利益成長と株価の上昇余地について最も確信度の高い銘柄を組み入れ、最終的なポートフォリオを構築します。

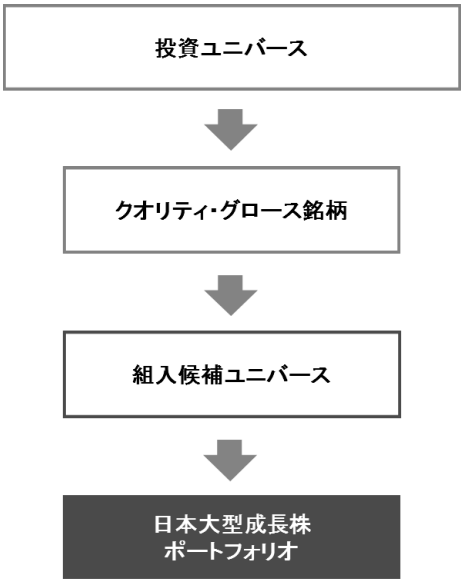

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

5. TOPIX（東証株価指数 配当込）をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆TOPIX（東証株価指数 配当込）は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

◆当ファンドは、TOPIX（東証株価指数 配当込）との連動を目指すものではありません。また、TOPIX（東証株価指数 配当込）を上回る運用成果を保証するものではありません。

6. 各マザーファンドでは、運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社は信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

各マザーファンドの投資顧問会社とは、以下の会社です。

◆バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
　アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
　アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン（AB）*1は、総額約6,759億米ドル（2023年3月末現在、約90.0兆円*2）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、52都市（2023年3月末現在）に拠点を有しています。

＊1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

＊2 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル＝133.090 円（2023 年 3 月 31 日のWMロイター）を用いております。

4 仕組み

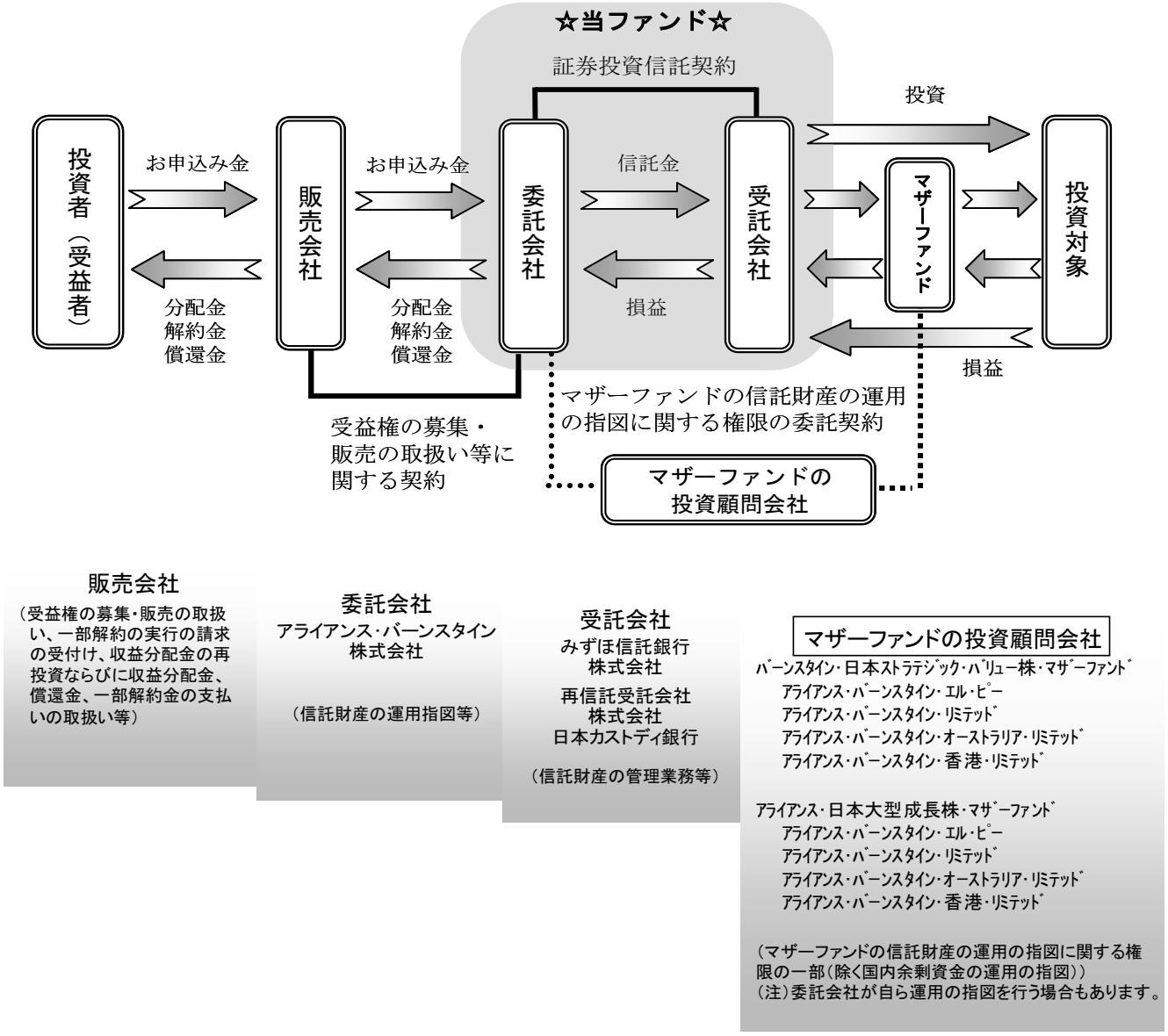

※上記の仕組みは、2023 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。各マザーファンド受益証券への投資配分は 50%ずつを基本とします。

- 主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の 50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※ 投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの投資方針と主な投資対象

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）で取引される普通株式等に投資を行い、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。
- 企業のファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択を基本として、アクティブ運用を行います。
- 株式の組入は、通常の状態では、フルインベストメントを基本とします。
- 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

- この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
- 高い成長が期待できる優良株を中心に投資し、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益を目指します。
- 投資判断の重点は、個別株式の選択におかれます。企業の売上高や利益率等の利益成長と株価バリュエーション（株価評価）の比較を行い、最も魅力のある銘柄を選別する、いわゆる“グロース・アット・リーズナブル・プライス(成長株に妥当な水準で投資すること)”を重視します。また、株主利益を重視する企業経営を高く評価します。
- 銘柄選択は、業種別に高い専門性をもつ自社のアナリストによる企業調査と、アライアンス独自の銘柄選択計量モデルにより行います。
- 株価の変動を利用した積極的な組入れ銘柄の比率操作を行い、より高い運用成果を目指します。
- 現物株を中心に、株式組入比率は、原則 100%に近い運用を行います。ただし、資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 有価証券等の価格変動リスクを軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

2 運用体制

① ファンドの運用体制

委託会社は各マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2023年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの実質投資割合については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が10%を超える比率のときは、10%に代えて当該比率を上限とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの主な投資制限

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

① 株式への投資には、制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

① 株式への投資には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
③ 株主割当により取得する新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 未登録（登録予定を除きます。）、未上場（上場予定を除きます。）の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、原則として行いません。
⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。但し、当該同一銘柄の東証株価指数に占める構成比が10%を超えるときは、10%に代えて当該構成比をその上限とします。
⑥ 株主割当により取得する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 株式割当により取得する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク
一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

③ 信用リスク
株式や短期金融商品等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、TOPIX（東証株価指数 配当込）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理
ブレンド戦略運用を担当する部門においては、当ファンドの資産配分があらかじめ定められた基本資産配分に沿ったものであるかをモニターし、必要に応じてリバランスを行います。
「バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド」は、AB のバリュー株式運用チームのシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。
「アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド」の運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたっては、アナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れていますが、各アナリストのレーティング結果は運用関連チームがモニターし、評価しています。

② 委託会社におけるリスク管理
a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2023 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－1の投資対象

(1)投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)

c. 金銭債権

d. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2)有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてバーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券、アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券、および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f. 特定目的会社に係る特定社債券

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

f. 協同組織金融機関に係る優先出資証券

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券

n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券

o. 外国貸付債権信託受益証券

p. オプションを表示する証券または証書

q. 預託証書

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券

t. 抵当証券

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u.の権利の性質を有するもの

a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3)金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

(4)金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5)先物取引等の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額

の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(6)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本⑤において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本⑤において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

2 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー1の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限は設けません。

② 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券への投資制限

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は、原則として行いません。なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が 10%を超える比率(以下、本 a.において「当該比率」といいます。)のときは、取得時において信託財産の純資産総額の当該比率を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 信託財産の一部解約等の事由により、上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りでありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 有価証券の売却等および再投資の指図

a. 委託者は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の実行ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

b. 委託者は、上記 a.の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑤ 信用取引の指図・目的・範囲

委託者は信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を受け付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けにかかる建玉の時価総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとし、建玉の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

※上記は 2023 年 3 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1　投資状況（2023年3月31日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー1

2023年 3月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,739,038,333	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△1,888,754	△0.05
合計(純資産総額)		3,737,149,579	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】各マザーファンドの投資状況（2023年 3月31日現在）

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

2023 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,813,317,710	97.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	50,430,666	2.70
合計(純資産総額)		1,863,748,376	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

2023 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,823,842,700	97.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	51,450,818	2.74
合計(純資産総額)		1,875,293,518	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2　投資資産（2023年 3月31日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー1

（1）投資有価証券の主要銘柄

全銘柄　　2023年 3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド	791,367,685	2.3332	1,846,419,083	2.3697	1,875,304,003	50.18
2	日本	親投資信託受益証券	バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド	713,418,439	2.6323	1,877,931,356	2.6124	1,863,734,330	49.87

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2023年 3月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.05
合計		100.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】各マザーファンドの投資資産（2023 年 3 月 31 日現在）
バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
（1） 投資有価証券の主要銘柄
時価金額上位30銘柄

2023 年 3 月 31 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	14,400	5,886.55	84,766,379	5,298.00	76,291,200	4.09
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,200	11,700.00	72,540,000	11,985.00	74,307,000	3.98
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	18,400	3,986.00	73,342,400	3,962.00	72,900,800	3.91
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	7,850	7,050.00	55,342,500	7,252.00	56,928,200	3.05
5	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	87,900	716.58	62,987,830	639.50	56,212,050	3.01
6	日本	株式	ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	114,700	475.90	54,585,730	465.20	53,358,440	2.86
7	日本	株式	スズキ	輸送用機器	10,800	4,889.00	52,801,200	4,804.00	51,883,200	2.78
8	日本	株式	BIPROGY	情報・通信業	15,900	3,150.00	50,085,000	3,250.00	51,675,000	2.77
9	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	57,700	877.00	50,602,900	859.00	49,564,300	2.65
10	日本	株式	三井不動産	不動産業	19,900	2,613.00	51,998,700	2,484.00	49,431,600	2.65
11	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	7,800	6,310.00	49,218,000	6,070.00	47,346,000	2.54
12	日本	株式	日本ゼオン	化学	32,600	1,349.00	43,977,400	1,399.00	45,607,400	2.44
13	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	12,800	3,613.00	46,246,400	3,510.00	44,928,000	2.41
14	日本	株式	東ソー	化学	24,800	1,827.00	45,309,600	1,797.00	44,565,600	2.39
15	日本	株式	パーク24	不動産業	21,300	1,935.00	41,215,500	1,935.00	41,215,500	2.21
16	日本	株式	三菱商事	卸売業	8,650	4,991.00	43,172,150	4,751.00	41,096,150	2.20
17	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	8,450	4,685.00	39,588,250	4,685.00	39,588,250	2.12
18	日本	株式	UTグループ	サービス業	15,900	2,382.00	37,873,800	2,456.00	39,050,400	2.09
19	日本	株式	アスクル	小売業	22,400	1,693.00	37,923,200	1,723.00	38,595,200	2.07
20	日本	株式	SCREENホールディングス	電気機器	3,300	11,380.00	37,554,000	11,650.00	38,445,000	2.06
21	日本	株式	日本新薬	医薬品	6,500	5,690.00	36,985,000	5,830.00	37,895,000	2.03
22	日本	株式	NECネッツエスアイ	情報・通信業	23,100	1,658.00	38,299,800	1,615.00	37,306,500	2.00
23	日本	株式	ニチレイ	食料品	12,900	2,719.00	35,075,100	2,684.00	34,623,600	1.85
24	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	4,600	7,261.00	33,400,600	7,335.00	33,741,000	1.81
25	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	19,600	1,728.00	33,868,800	1,697.00	33,261,200	1.78
26	日本	株式	オリックス	その他金融業	14,800	2,400.50	35,527,400	2,176.50	32,212,200	1.72
27	日本	株式	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	18,200	1,711.00	31,140,200	1,722.00	31,340,400	1.68
28	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	4,200	8,630.00	36,246,000	7,350.00	30,870,000	1.65
29	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	16,000	1,896.00	30,336,000	1,880.00	30,080,000	1.61
30	日本	株式	アマダ	機械	24,100	1,290.00	31,089,000	1,238.00	29,835,800	1.60

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2023 年 3 月 31 日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	情報・通信業	14.60
		電気機器	10.97
		輸送用機器	9.49
		銀行業	8.19
		化学	8.03
		不動産業	6.53
		小売業	6.28
		サービス業	5.75
		機械	5.46
		食料品	4.67
		医薬品	3.15
		石油・石炭製品	2.86
		非鉄金属	2.86
		パルプ・紙	2.65
		卸売業	2.20
		陸運業	1.81
		その他金融業	1.72
	小計		97.29
合計			97.29

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
（1）投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

2023 年 3 月 31 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホ	小売業	58,200	2,592.00	150,854,400	2,559.00	148,933,800	7.94
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,200	60,248.96	132,547,721	64,450.00	141,790,000	7.56
3	日本	株式	村田製作所	電気機器	16,900	7,678.00	129,758,200	8,040.00	135,876,000	7.24
4	日本	株式	ファナック	電気機器	27,000	4,826.00	130,302,000	4,760.00	128,520,000	6.85
5	日本	株式	リログループ	サービス業	50,100	2,176.00	109,017,600	2,105.00	105,460,500	5.62
6	日本	株式	ナブテスコ	機械	30,000	3,435.00	103,050,000	3,240.00	97,200,000	5.18
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	4,100	23,610.00	96,801,000	23,655.00	96,985,500	5.17
8	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	17,800	5,076.00	90,352,800	5,441.00	96,849,800	5.16
9	日本	株式	朝日インテック	精密機器	40,700	2,353.00	95,767,100	2,324.00	94,586,800	5.04
10	日本	株式	シマノ	輸送用機器	3,700	21,476.85	79,464,356	22,840.00	84,508,000	4.50
11	日本	株式	コーセー	化学	5,300	15,320.00	81,196,000	15,680.00	83,104,000	4.43
12	日本	株式	テルモ	精密機器	22,100	3,588.00	79,294,800	3,574.00	78,985,400	4.21
13	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2,700	28,735.00	77,584,500	28,880.00	77,976,000	4.15
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	20,200	3,535.00	71,407,000	3,650.00	73,730,000	3.93
15	日本	株式	パーク24	不動産業	36,900	1,935.00	71,401,500	1,935.00	71,401,500	3.80
16	日本	株式	キッコーマン	食料品	9,600	6,480.00	62,208,000	6,740.00	64,704,000	3.45
17	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	12,900	4,866.00	62,771,400	4,924.00	63,519,600	3.38
18	日本	株式	日本電産	電気機器	9,000	6,824.00	61,416,000	6,845.00	61,605,000	3.28
19	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	27,800	2,033.50	56,531,300	2,018.50	56,114,300	2.99
20	日本	株式	ピジョン	その他製品	19,300	2,022.00	39,024,600	2,049.00	39,545,700	2.10
21	日本	株式	エムスリー	サービス業	6,800	3,265.00	22,202,000	3,301.00	22,446,800	1.19

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2023 年 3 月 31 日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	電気機器	24.94
		小売業	12.09
		サービス業	10.75
		機械	10.35
		化学	9.59
		精密機器	9.25
		食料品	6.83
		輸送用機器	4.50
		不動産業	3.80
		その他金融業	2.99
		その他製品	2.10
	小計		97.25
合計			97.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績（2023年 3月31日現在）

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－1

（1）純資産の推移

2023年 3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末 （2014年 3月10日）	1,574	1,574	7,864	7,864
第9期計算期間末 （2015年 3月10日）	2,174	2,174	10,008	10,008
第10期計算期間末 （2016年 3月10日）	2,089	2,089	8,747	8,747
第11期計算期間末 （2017年 3月10日）	2,665	2,665	10,455	10,455
第12期計算期間末 （2018年 3月12日）	3,143	3,143	11,888	11,888
第13期計算期間末 （2019年 3月11日）	2,908	2,908	10,576	10,576
第14期計算期間末 （2020年 3月10日）	2,704	2,704	9,523	9,523
第15期計算期間末 （2021年 3月10日）	3,865	3,865	13,577	13,577
第16期計算期間末 （2022年 3月10日）	3,462	3,462	12,033	12,033
第17期計算期間末 （2023年 3月10日）	3,738	3,738	13,249	13,249
2022年 3月末日	3,703	—	12,922	—
4月末日	3,600	—	12,554	—
5月末日	3,589	—	12,514	—
6月末日	3,548	—	12,398	—
7月末日	3,680	—	12,908	—
8月末日	3,751	—	13,209	—
9月末日	3,532	—	12,457	—
10月末日	3,651	—	12,899	—
11月末日	3,718	—	13,110	—
12月末日	3,566	—	12,595	—
2023年 1月末日	3,679	—	13,055	—
2月末日	3,686	—	13,096	—
3月末日	3,737	—	13,294	—

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

（2）分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2013年 3月12日～2014年 3月10日	0
第9期計算期間	2014年 3月11日～2015年 3月10日	0
第10期計算期間	2015年 3月11日～2016年 3月10日	0
第11期計算期間	2016年 3月11日～2017年 3月10日	0
第12期計算期間	2017年 3月11日～2018年 3月12日	0
第13期計算期間	2018年 3月13日～2019年 3月11日	0
第14期計算期間	2019年 3月12日～2020年 3月10日	0
第15期計算期間	2020年 3月11日～2021年 3月10日	0
第16期計算期間	2021年 3月11日～2022年 3月10日	0
第17期計算期間	2022年 3月11日～2023年 3月10日	0

（3）収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第8期計算期間	2013年 3月12日～2014年 3月10日	16.2
第9期計算期間	2014年 3月11日～2015年 3月10日	27.3
第10期計算期間	2015年 3月11日～2016年 3月10日	△12.6
第11期計算期間	2016年 3月11日～2017年 3月10日	19.5
第12期計算期間	2017年 3月11日～2018年 3月12日	13.7
第13期計算期間	2018年 3月13日～2019年 3月11日	△11.0
第14期計算期間	2019年 3月12日～2020年 3月10日	△10.0
第15期計算期間	2020年 3月11日～2021年 3月10日	42.6
第16期計算期間	2021年 3月11日～2022年 3月10日	△11.4
第17期計算期間	2022年 3月11日～2023年 3月10日	10.1

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. 「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の中の「１．財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１

1.貸借対照表

（単位：円）

	第16期 （2022年 3月10日現在）	第17期 （2023年 3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	10,000
親投資信託受益証券	3,462,216,224	3,737,998,673
未収入金	35,900,000	33,200,000
流動資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673
資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,167,634	2,004,730
未払委託者報酬	33,381,400	30,872,619
その他未払費用	220,000	220,000
流動負債合計	35,769,034	33,097,349
負債合計	35,769,034	33,097,349
純資産の部		
元本等		
元本	2,877,343,695	2,821,439,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,013,495	916,671,376
（分配準備積立金）	1,610,009,452	1,532,428,638
元本等合計	3,462,357,190	3,738,111,324
純資産合計	3,462,357,190	3,738,111,324
負債純資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673

2.損益及び剰余金計算書

（単位:円）

	第16期 （自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日）	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△409,922,796	379,462,061
営業収益合計	△409,922,796	379,462,061
営業費用		
受託者報酬	2,167,634	2,004,730
委託者報酬	33,381,400	30,872,619
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	35,769,034	33,097,349
営業利益又は営業損失（△）	△445,691,830	346,364,712
経常利益又は経常損失（△）	△445,691,830	346,364,712
当期純利益又は当期純損失（△）	△445,691,830	346,364,712
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,556,617	9,911,559
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,018,441,604	585,013,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,441,136	23,953,747
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,441,136	23,953,747
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,620,798	28,749,019
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,620,798	28,749,019
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,013,495	916,671,376

3.注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2022年3月11日から2023年3月10日までとなっております。

ライフプロデュース世界株式

※この投資信託は、“ライフプロデュース30/50/70”においても、投資対象となっています。

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1　名　称

アクサ　IM・グローバル(日本含む)株式ファンド<適格機関投資家私募>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2　目的及び基本的性格

この投資信託は、アクサ　IM・グローバル（日本除く）株式　マザーファンドならびにアクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞（以下総称して「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて日本を含む世界各国の金融商品取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／株式」に該当します。

追加型投信・・・ 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

内外・・・・・・・・・ 投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・・・・・・・ 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

〇委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

〇委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

〇委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

〇委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3　特　色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

MSCI ワールドインデックス（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

※ MSCI ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が算出する、世界主要国の株式市場の動きを示す指数です。MSCI ワールド・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権は MSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

4 仕組み

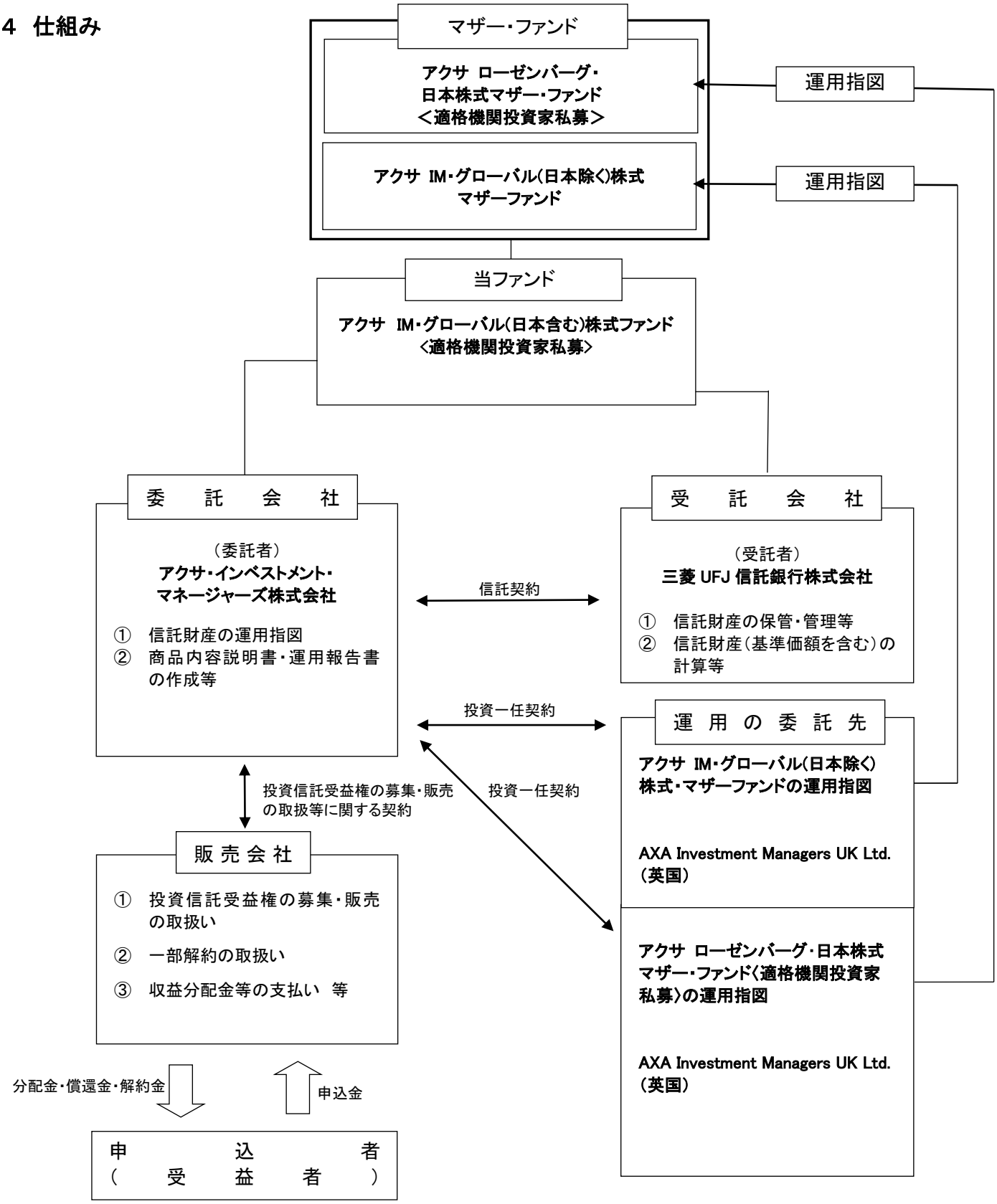

※運用の仕組みは、2023 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※　アクサ IM・グローバル（日本除く）株式　マザーファンドならびにアクサ ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞への投資を通じて、日本を含む世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
※　MSCI ワールドインデックス（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
※　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※　投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式　マザーファンド
信託財産を、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）への投資を行い、国別配分は概ねベンチマークの国別時価総額構成比から大きく乖離しない範囲内とします。
①　投資一任契約に基づいて、AXA Investment Managers UK Ltd.（英国）に、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委任します。
②　MSCI コクサイ指数（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③　個別銘柄の市場価格が、その業績や将来価値と比較して魅力的であると判断される銘柄を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを中長期的にみて安定的に上回る運用を目指します。
④　銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意志決定プロセスは、主として、委託者が開発した定量分析・評価モデルに定性的な分析を加えて行うことを基本とします。
⑤　割安性を考慮した銘柄選択は、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務状況および長期的な経済トレンドを加味した個別企業収益の変化等の要因から行うことを基本とします。
⑥　ポートフォリオの構築は、主として、リスク分析用のクオンツモデルによりベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。
⑦　信用取引は行いません。
⑧　デリバティブ取引は行いません。
⑨　外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
⑩　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

アクサ ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞

〈投資方針〉

① 運用にあたっては、AXA Investment Managers UK Ltd.（英国）に運用の指図に関する権限を委託します。

② わが国の金融商品取引所上場株式及び店頭登録銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

③ 定量スクリーニングによって割安でかつ成長性の高い銘柄を中心に投資します。

④ 運用は最も効率的と考えられる手法により行います。

⑤ 上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

⑥ ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

⑦ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑧ 株式の組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑩ 日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ）において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）において行われるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑪ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑫ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

〈投資対象〉

わが国の金融商品取引所上場株式及び店頭登録銘柄

2 運用体制

当ファンドの株式運用は、一貫した投資哲学・信念のもと、リスク管理を含めた運用プロセスを「定量モデル」に定性的な分析を加えて実行しています。アクサ IM株式運用チームでは世界の株式市場に対し、共通の一貫した枠組みのもとに行います。世界20,000社以上の企業の財務データを収集・分析したデータベースを用い、独自の銘柄選択モデルによる分析を加え、個別銘柄の期待リターン（α値）を算出します。一方で、リスクモデルを駆使し、個別銘柄のベンチマークに対するリスク特性を算出します。こうして得られたリスク特性と期待リターンをもとに最適化を行い、常に当ファンドの投資方針に沿った運用を目指します。

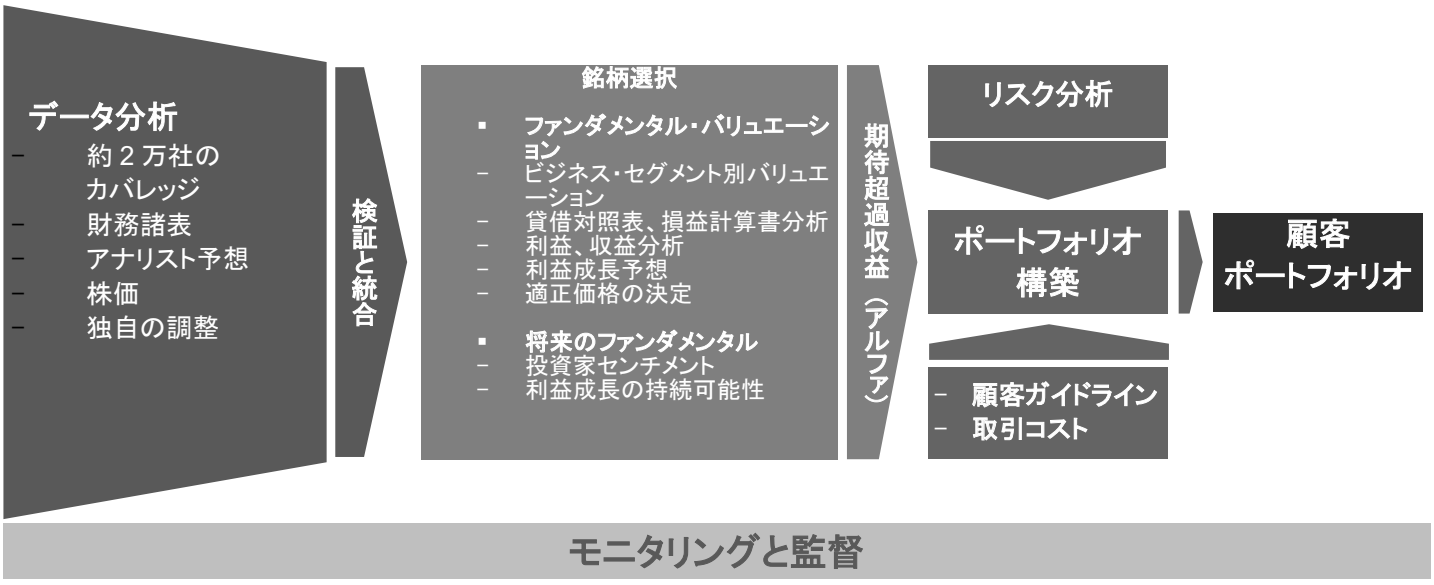

※上記の運用体制は2023年3月31日現在の運用体制を示しています。今後変更になる可能性があります。

■　運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「倫理規程」などを遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「インサイダーおよび市場操作等に係る方針」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■　内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3　主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

なお、関係法令等の改正内容によっては、今後投資制限等が一部変更になる可能性があります。

① マザー・ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
② MSCI ワールドインデックス（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③ 信用取引は行いません。
④ デリバティブ取引は行いません。
⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式　マザーファンド

① 株式への投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
③ 株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

アクサ ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞

①株式への投資割合には、制限を設けません。
②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
④同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて、株式、公社債などの値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、元本が保証されているものではありません。また、マザー・ファンドに生じた利益及び損失は、全てマザー・ファンドの受益者である当該ファンドに帰属することになります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 株価変動リスク
株式は、株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、株価が変化します。当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に株式に投資を行いますので、株価変動等の影響を受けます。

② 為替変動リスク
当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に外貨建資産に投資を行いますが、原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますので、一般に為替リスクがあります。為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動及び分配金に影響を与える要因となります。

③ 流動性リスク
流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式及び公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

④ カントリーリスク
カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点
当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点
当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があり、これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク
短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④ ベンチマークに関わる留意点
当ファンドは、MSCI ワールドインデックス（配当込み・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

⑤ 法令・税制・会計等の変更に関わる留意点
法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下、AXA IM）の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。
AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。

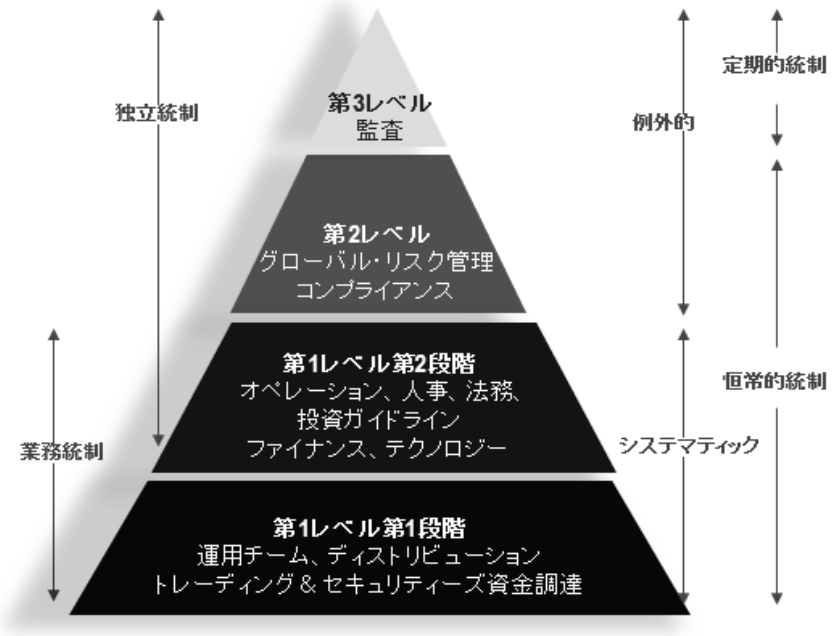

第 1 レベル　第 1 段階　ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

株式ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは株式のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション（第1レベル　第2段階）

第 1 レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任をもちます（ポートフォリオの純資産価格を含む）。

  ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル／バックオフィスと緊密に連携をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル／バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理（第2レベル）

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジメント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エキスパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制（第2レベル）

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第3レベル: 内部監査 ***（第3レベル）***

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、2023 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

3. その他詳細情報

1 アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. 金銭信託
   ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等
①委託者は、信託金を、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行を受託者として締結された親投資信託であるアクサ IM・グローバル（日本除く）株式 マザーファンド受益証券ならびにアクサ ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券および新株予約権証券
12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
17.受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
18.預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19.外国法人が発行する譲渡性預金証書
20.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21.抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1.預金
2.指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

2 アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞の投資制限

（1）投資する株式等の範囲

①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（2）同一銘柄の株式等への投資制限

①委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項においてマザー・ファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザー・ファンド受益証券の時価総額にマザー・ファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項においてマザー・ファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザー・ファンド受益証券の時価総額にマザー・ファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（3）有価証券の貸付の指図および範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（4）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（5）外国為替予約取引の指図および範囲

①委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③前条に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

※上記は、2023 年 3 月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

（1）同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

（2）デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（3）信用リスクの集中の回避のための投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

4. 運用状況

（1）【投資状況】

（2023 年 3 月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	60,170,219,920	99.20
内　日本	60,170,219,920	99.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	485,874,537	0.80
純資産総額	60,656,094,457	100.00

（参考）アクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉
投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	11,908,761,440	97.54
内　日本	11,908,761,440	97.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	300,726,229	2.46
純資産総額	12,209,487,669	100.00

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド
投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	57,630,154,042	99.00
内　アメリカ	38,685,801,753	66.45
内　イギリス	4,533,729,233	7.79
内　フランス	2,928,657,152	5.03
内　オランダ	1,894,440,721	3.25
内　スペイン	1,682,468,805	2.89
内　カナダ	1,418,765,943	2.44
内　スイス	1,177,870,236	2.02
内　ドイツ	1,127,508,161	1.94
内　アイルランド	1,068,722,666	1.84
内　香港	608,498,730	1.05
内　シンガポール	493,094,521	0.85
内　ジャージィー	403,561,042	0.69
内　バミューダ	296,885,068	0.51
内　ノルウェー	260,522,304	0.45
内　デンマーク	252,136,693	0.43
内　オーストリア	234,550,853	0.40
内　ベルギー	213,197,873	0.37
内　イタリア	206,029,280	0.35
内　スウェーデン	89,303,972	0.15
内　ケイマン諸島	54,409,036	0.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	583,717,614	1.00
純資産総額	58,213,871,656	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2023 年 3 月末日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率 (%) 償還期限 （年/月/日）	投資 比率
1	アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 ―	28,621,598,583	1.9638 56,209,957,457	1.9706 56,401,722,167	― ―	92.99%
2	アクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	日本・円 日本	親投資信託受益証券 ―	1,690,136,679	2.2309 3,770,525,918	2.2297 3,768,497,753	― ―	6.21%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

（2023 年 3 月末日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	99.20
	小計		99.20
合　計（対純資産総額比）			99.20

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）アクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率(%) 償還期限 （年/月/日）	投資 比率
1	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	212,200	1,896.00 402,331,200	1,880.00 398,936,000	― ―	3.27%
2	ソニーグループ	日本・円 日本	株式 電気機器	26,500	11,700.00 310,050,000	11,985.00 317,602,500	― ―	2.60%
3	三井住友フィナンシャルG	日本・円 日本	株式 銀行業	47,300	5,885.77 278,397,135	5,298.00 250,595,400	― ―	2.05%

4	キーエンス	日本・円 日本	株式 電気機器	3,800	60,170.00 228,646,000	64,450.00 244,910,000	— —	2.01%
5	日本電信電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	60,600	3,986.00 241,551,600	3,962.00 240,097,200	— —	1.97%
6	本田技研	日本・円 日本	株式 輸送用機器	59,100	3,613.00 213,528,300	3,510.00 207,441,000	— —	1.70%
7	三菱UFJフィナンシャルG	日本・円 日本	株式 銀行業	219,900	932.70 205,100,730	847.90 186,453,210	— —	1.53%
8	東京エレクトロン	日本・円 日本	株式 電気機器	11,100	16,033.56 177,972,616	16,040.00 178,044,000	— —	1.46%
9	パナソニック ホールディンク	日本・円 日本	株式 電気機器	131,700	1,222.00 160,937,400	1,182.00 155,669,400	— —	1.27%
10	アステラス製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	82,600	1,905.00 157,353,000	1,883.00 155,535,800	— —	1.27%
11	信越化学	日本・円 日本	株式 化学	35,500	4,100.00 145,550,000	4,275.00 151,762,500	— —	1.24%
12	任 天 堂	日本・円 日本	株式 その他製品	26,800	5,148.00 137,966,400	5,131.00 137,510,800	— —	1.13%
13	第一三共	日本・円 日本	株式 医薬品	28,500	4,418.00 125,913,000	4,822.00 137,427,000	— —	1.13%
14	富 士 通	日本・円 日本	株式 電気機器	7,500	18,314.00 137,355,057	17,835.00 133,762,500	— —	1.10%
15	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	87,000	1,547.00 134,589,000	1,529.00 133,023,000	— —	1.09%
16	富士フイルムHLDGS	日本・円 日本	株式 化学	19,800	6,500.00 128,700,000	6,698.00 132,620,400	— —	1.09%
17	アドバンテスト	日本・円 日本	株式 電気機器	10,900	11,400.00 124,260,000	12,160.00 132,544,000	— —	1.09%
18	武田薬品	日本・円 日本	株式 医薬品	29,600	4,348.00 128,700,800	4,350.00 128,760,000	— —	1.05%
19	日東電工	日本・円 日本	株式 化学	14,800	8,760.00 129,648,000	8,550.00 126,540,000	— —	1.04%
20	豊田通商	日本・円 日本	株式 卸売業	22,400	5,620.00 125,888,000	5,620.00 125,888,000	— —	1.03%
21	日 立	日本・円 日本	株式 電気機器	16,900	7,050.00 119,145,000	7,252.00 122,558,800	— —	1.00%
22	リクルートホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	30,900	3,535.00 109,231,500	3,650.00 112,785,000	— —	0.92%
23	ヤマハ発動機	日本・円 日本	株式 輸送用機器	32,400	3,600.00 116,640,000	3,460.00 112,104,000	— —	0.92%
24	三井物産	日本・円 日本	株式 卸売業	27,000	4,179.00 112,833,000	4,116.00 111,132,000	— —	0.91%
25	KDDI	日本・円 日本	株式 情報・通信業	26,800	4,113.00 110,228,400	4,093.00 109,692,400	— —	0.90%
26	小野薬品	日本・円 日本	株式 医薬品	39,400	2,851.00 112,329,400	2,764.00 108,901,600	— —	0.89%

27	荏原製作所	日本・円 日本	株式 機械	17,600	5,827.14 102,557,674	6,130.00 107,888,000	― ―	0.88%
28	ファナック	日本・円 日本	株式 電気機器	22,500	4,826.00 108,585,000	4,760.00 107,100,000	― ―	0.88%
29	ダイキン工業	日本・円 日本	株式 機械	4,500	23,610.00 106,245,000	23,655.00 106,447,500	― ―	0.87%
30	味　の　素	日本・円 日本	株式 食料品	22,600	4,521.00 102,174,600	4,606.00 104,095,600	― ―	0.85%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.20
		建設業	1.65
		食料品	2.57
		繊維製品	0.54
		化学	5.40
		医薬品	5.64
		石油・石炭製品	0.20
		ゴム製品	0.44
		ガラス・土石製品	0.38
		鉄鋼	0.83
		非鉄金属	0.95
		金属製品	0.97
		機械	5.62
		電気機器	19.76
		輸送用機器	7.70
		精密機器	2.79
		その他製品	2.49
		電気・ガス業	0.25
		陸運業	2.40
		海運業	0.71
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.32
		情報・通信業	8.23
		卸売業	4.69
		小売業	7.31
		銀行業	5.18
		証券、商品先物取引業	0.45
		保険業	1.48
		その他金融業	1.02
		不動産業	2.11
		サービス業	4.80
	小計		97.54
合　計（対純資産総額比）			97.54

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 （株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 時価金額 （円）	利率 （%） 償還期限 （年/月/日）	投資比率
1	APPLE INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	127,200	20,124.65 2,559,855,625	21,679.93 2,757,687,197	― ―	4.74%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	54,300	33,692.28 1,829,491,325	37,929.19 2,059,555,369	― ―	3.54%
3	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	92,400	12,327.48 1,139,060,039	13,471.84 1,244,798,173	― ―	2.14%
4	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	ユーロ オランダ	株式 生活必需品流通・小売り	203,894	4,393.45 895,799,725	4,517.31 921,054,444	― ―	1.58%
5	UNILEVER PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 家庭用品・パーソナル用品	126,430	6,807.82 860,713,592	6,941.10 877,563,652	― ―	1.51%
6	CADENCE DESIGN SYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	31,448	26,225.29 824,732,982	27,642.04 869,287,040	― ―	1.49%
7	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	93,100	8,881.08 826,828,575	9,106.74 847,838,052	― ―	1.46%
8	MERCK & CO.INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	57,600	14,367.82 827,586,892	14,143.49 814,665,461	― ―	1.40%
9	AMAZON.COM INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	59,400	12,367.30 734,617,832	13,620.06 809,031,564	― ―	1.39%

10	GILEAD SCIENCES INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	70,800	10,542.19 746,387,299	10,876.01 770,022,109	— —	1.32%
11	GENERAL MOTORS CO.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	158,437	5,050.10 800,123,422	4,805.74 761,407,773	— —	1.31%
12	BANCO BILBAO VIZCAYA	ユーロ スペイン	株式 銀行	764,870	1,063.61 813,523,594	964.52 737,732,932	— —	1.27%
13	SYNOPSYS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	14,326	48,327.17 692,335,146	50,199.26 719,154,716	— —	1.24%
14	TOTALENERGIES SE	ユーロ フランス	株式 エネルギー	90,246	8,521.70 769,049,843	7,928.62 715,526,709	— —	1.23%
15	AMERICAN EXPRESS COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	32,400	22,983.18 744,655,148	21,686.60 702,646,076	— —	1.21%
16	SIEMENS AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	32,264	22,027.03 710,680,263	21,642.33 698,268,277	— —	1.20%
17	NATIONAL GRID PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 公益事業	362,856	1,727.61 626,876,774	1,796.32 651,807,667	— —	1.12%
18	CITIGROUP INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 銀行	104,300	6,489.55 676,860,899	6,151.72 641,625,136	— —	1.10%
19	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	10,200	62,079.43 633,210,209	62,767.11 640,224,540	— —	1.10%
20	L'OREAL	ユーロ フランス	株式 家庭用品・パーソナル用品	10,414	54,768.86 570,362,928	59,096.74 615,433,512	— —	1.06%
21	SCHNEIDER ELECTRIC SE	ユーロ フランス	株式 資本財	27,360	22,965.47 628,335,313	22,309.73 610,394,267	— —	1.05%
22	AIA GROUP LTD	香港・ドル 香港	株式 保険	431,000	1,454.35 626,827,005	1,411.83 608,498,730	— —	1.05%
23	THE KROGER COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	92,300	6,309.29 582,347,697	6,550.98 604,655,620	— —	1.04%
24	VERIZON COMMUNICATIONS INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	117,100	4,880.52 571,509,067	5,162.26 604,501,793	— —	1.04%
25	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	58,300	9,849.17 574,206,774	10,227.06 596,237,755	— —	1.02%

26	TESLA,INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	22,446	23,090.00 518,278,310	26,075.73 585,296,024	― ―	1.01%
27	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	34,200	15,652.38 535,311,621	17,011.72 581,800,892	― ―	1.00%
28	VISA INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	19,500	29,377.93 572,869,738	29,691.73 578,988,750	― ―	0.99%
29	REPSOL SA	ユーロ スペイン	株式 エネルギー	278,134	2,197.45 611,187,672	2,079.42 578,358,626	― ―	0.99%
30	SANOFI	ユーロ フランス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,274	13,097.31 501,286,580	14,488.93 554,549,674	― ―	0.95%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	5.98
		素材	2.16
		資本財	5.48
		商業サービス・用品	1.64
		運輸	2.45
		自動車・自動車部品	3.27
		耐久消費財・アパレル	2.26
		消費者サービス	2.03
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.47
		生活必需品流通・小売り	3.30
		食品・飲料・タバコ	3.15
		家庭用品・パーソナル用品	3.17
		ヘルスケア機器・サービス	6.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.45
		銀行	3.76
		金融サービス	9.07
		保険	2.69
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.66
		ソフトウェア・サービス	10.45
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.70
		電気通信サービス	1.97
		公益事業	3.08
		半導体・半導体製造装置	4.22
		メディア・娯楽	2.14
		不動産管理・開発	0.29
	小計		99.00
合　計（対純資産総額比）			99.00

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

① 【純資産の推移】
2023 年 3 月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）(円)	1口当たりの純資産額（分配付）(円)
設定時（2015 年 9 月 30 日）	50,000	―	1.0000	―
第 1 計算期間末日（2016 年 3 月 10 日）	16,814,295,861	16,814,295,861	0.9535	0.9535
第 2 計算期間末日（2017 年 3 月 10 日）	21,147,636,175	21,147,636,175	1.1239	1.1239
第 3 計算期間末日（2018 年 3 月 12 日）	24,819,523,003	24,819,523,003	1.2662	1.2662
第 4 計算期間末日（2019 年 3 月 11 日）	26,998,667,951	26,998,667,951	1.2530	1.2530
第 5 計算期間末日（2020 年 3 月 10 日）	26,509,104,642	26,509,104,642	1.1336	1.1336
第 6 計算期間末日（2021 年 3 月 10 日）	42,321,723,798	42,321,723,798	1.6626	1.6626
第 7 計算期間末日（2022 年 3 月 10 日）	50,031,859,287	50,031,859,287	1.8153	1.8153
第 8 計算期間末日（2023 年 3 月 10 日）	60,595,372,972	60,595,372,972	2.0398	2.0398
2022 年 3 月末日	56,447,246,898	―	2.0524	―
4 月末日	54,267,832,889	―	1.9702	―
5 月末日	54,813,885,597	―	1.9698	―
6 月末日	53,944,559,547	―	1.9252	―
7 月末日	56,437,047,324	―	1.9989	―
8 月末日	57,107,134,098	―	2.0103	―
9 月末日	54,639,094,938	―	1.9127	―
10 月末日	60,373,989,671	―	2.0954	―
11 月末日	59,146,544,196	―	2.0445	―
12 月末日	55,785,932,106	―	1.9156	―
2023 年 1 月末日	58,332,538,070	―	1.9859	―
2 月末日	60,988,509,041	―	2.0666	―
3 月末日	60,656,094,457	―	2.0458	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0000
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000
第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	△4.7
第 2 計算期間	17.9
第 3 計算期間	12.7
第 4 計算期間	△1.0
第 5 計算期間	△9.5
第 6 計算期間	46.7
第 7 計算期間	9.2
第 8 計算期間	12.4

Ⅱ 財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

（1）【貸借対照表】　（単位：円）

	第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在） 金 額	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在） 金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,043,013	611,683,766
親投資信託受益証券	50,006,922,887	60,141,483,375
未収入金	155,000,000	―
流動資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141
資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	19,989,068	22,045,833
未払委託者報酬	122,790,217	135,424,624
その他未払費用	327,328	323,712
流動負債合計	143,106,613	157,794,169
負債合計	143,106,613	157,794,169
純資産の部		
元本等		
元本	27,560,977,057	29,706,039,168
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,470,882,230	30,889,333,804
（分配準備積立金）	17,291,081,462	23,214,379,084
元本等合計	50,031,859,287	60,595,372,972
純資産合計	50,031,859,287	60,595,372,972
負債純資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141

（2）【損益及び剰余金計算書】　（単位：円）

	第 7 期 （自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日） 金 額	第 8 期 （自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日） 金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	4,076,995,148	6,658,560,488
営業収益合計	4,076,995,148	6,658,560,488
営業費用		
支払利息	7,267	264,638
受託者報酬	38,408,435	43,698,544
委託者報酬	235,937,916	268,434,398
その他費用	660,613	676,553
営業費用合計	275,014,231	313,074,133
営業利益又は営業損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
経常利益又は経常損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
当期純利益又は当期純損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	166,904,073	114,562,064
期首剰余金又は期首欠損金（△）	16,867,320,531	22,470,882,230

剰余金増加額又は欠損金減少額	2,553,396,235	2,607,757,908
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,553,396,235	2,607,757,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	584,911,380	420,230,625
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	584,911,380	420,230,625
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,470,882,230	30,889,333,804

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

		第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	25,454,403,267 円	27,560,977,057 円
	期中追加設定元本額	2,979,803,790 円	2,656,542,111 円
	期中一部解約元本額	873,230,000 円	511,480,000 円
2.	受益権の総数	27,560,977,057 口	29,706,039,168 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 7 期 （自　2021 年 3 月 11 日 至　2022 年 3 月 10 日）		第 8 期 （自　2022 年 3 月 11 日 至　2023 年 3 月 10 日）	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	―円	費用控除後の配当等収益額	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,635,078,748 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	6,231,180,881 円
収益調整金額	5,179,807,946 円	収益調整金額	7,675,218,361 円
分配準備積立金額	13,656,002,714 円	分配準備積立金額	16,983,198,203 円
当ファンドの分配対象収益額	22,470,889,408 円	当ファンドの分配対象収益額	30,889,597,445 円
当ファンドの期末残存口数	27,560,977,057 口	当ファンドの期末残存口数	29,706,039,168 口
1 万口当たり収益分配対象額	8,153.15 円	1 万口当たり収益分配対象額	10,398.42 円
1 万口当たり分配金額	―円	1 万口当たり分配金額	―円
収益分配金金額	―円	収益分配金金額	―円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第 7 期 自　2021 年 3 月 11 日 至　2022 年 3 月 10 日	第 8 期 自　2022 年 3 月 11 日 至　2023 年 3 月 10 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 7 期 2022 年 3 月 10 日現在	第 8 期 2023 年 3 月 10 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第 7 期（2022 年 3 月 10 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,901,343,441
合計	3,901,343,441

第 8 期（2023 年 3 月 10 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,462,197,467
合計	6,462,197,467

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）		第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）	
1 口当たり純資産額	1.8153 円	1 口当たり純資産額	2.0398 円
(1 万口当たり純資産額)	(18,153 円)	(1 万口当たり純資産額)	(20,398 円)

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

ライフプロデュース世界債券

※この投資信託は、“ライフプロデュース30/50/70”においても、投資対象となっています。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド−1

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。なお、マザーファンドは、世界各国の投資適格格付けの公社債（以下、「投資適格債」という場合があります。）を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、500 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特　色

1．アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目指します。マザーファンドは世界各国の投資適格債に投資します。

◆マザーファンドは、主として米国国債、投資適格社債などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債、事業債などの投資適格債へ投資します。

◆原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債に投資します。ただし、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

◎格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付機関によって格付けがなされています。BBB－格（Ｓ＆Ｐ）、Baa3格（ムーディーズ）以上の債券を「投資適格債」といいます。

※Ｓ＆Ｐ、ムーディーズは格付機関の例として提示したもので、その他の格付機関の格付け情報も採用します。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

＊債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞(2023年3月末現在)

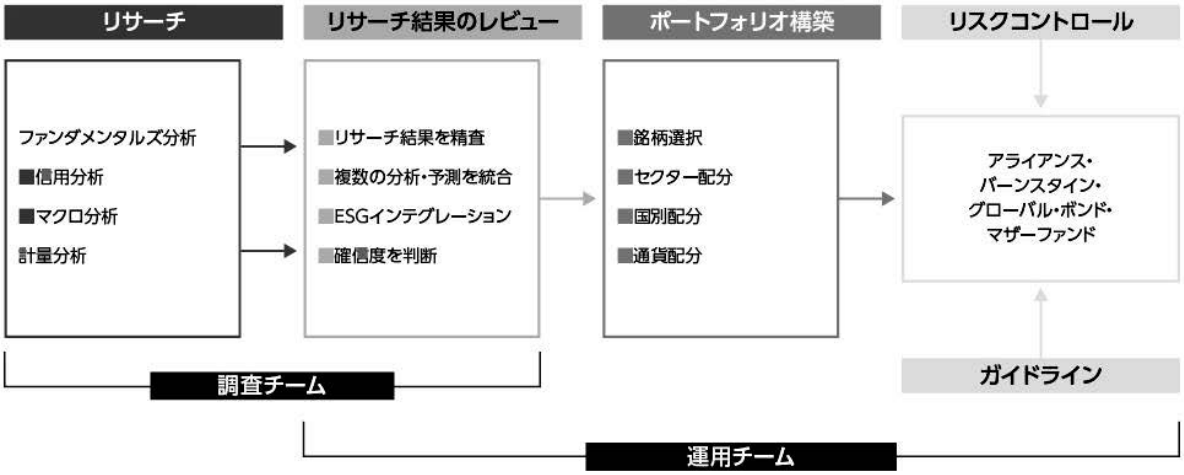

・ ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される国・債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
・ マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
・ 運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
・ 運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は 2023 年 3 月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

◆為替の運用は、債券運用とは分離して行います(カレンシー・オーバーレイ運用)。
・ 各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

◆チーム運用を行います。
・ 米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
・ 情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. FTSE世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆「FTSE世界国債インデックス(円ベース)」とは、FTSE Fixed Income LLC が算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックス(円ベース)に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4. 実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内

余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)*1は、総額約6,759億米ドル（2023年3月末現在、約90.0兆円*2）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、52都市（2023年3月末現在）に拠点を有しています。

＊1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

＊2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル＝133.090円（2023年3月31日のWMロイター）を用いております。

4 仕組み

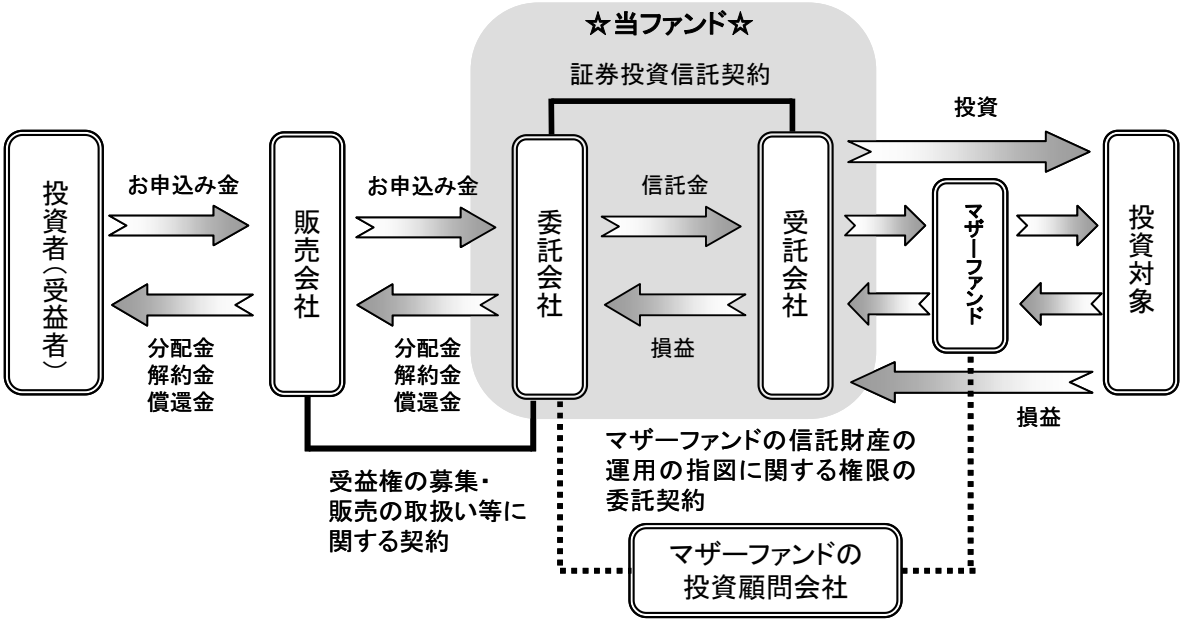

販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン
株式会社

（信託財産の運用指図等）

受託会社

三井住友信託銀行
株式会社

再信託受託会社
株式会社
日本カストディ銀行

（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、2023 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
なお、マザーファンドは原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている世界各国の公社債に投資します。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド
- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 世界各国の投資適格債を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

2 運用体制

①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2023年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑧ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への投資制限は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑥ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図については、信託約款に定める範囲内で行います。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク
一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク
発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。
また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク
発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。
このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替変動リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2023 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド−1の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

a. 有価証券
b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
c. 金銭債権
d. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券
l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの
m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
q. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
t. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v. 外国の者に対する権利で上記 u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金
b. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形
e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
f. 外国の者に対する権利で前 e.の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託

財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本③において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本③において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本⑤において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本⑤において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

2 適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド−1の投資制限

(1)信託約款による制限

① 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。

③ 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

①外国為替予約の指図

委託者は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を行うことができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

（イ） 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

（ロ） 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りでありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 有価証券の売却等および再投資の指図

a. 委託者はマザーファンド受益証券に対する信託契約の一部解約の実行ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は上記 a.による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金

ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、この借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は 2023 年 3 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（2023 年 3 月 31 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－1

2023年 3月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	26,974,117,459	100.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△136,323,008	△0.50
合計(純資産総額)		26,837,794,451	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2023 年 3 月 31 日現在）
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2023 年 3 月 31 日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	6,785,140,331	16.97
	アメリカ	13,972,608,414	34.96
	カナダ	1,413,759,309	3.53
	メキシコ	431,353,341	1.07
	ドイツ	652,528,212	1.63
	イタリア	1,971,495,545	4.93
	フランス	296,633,786	0.74
	スペイン	1,166,764,292	2.91
	ベルギー	795,845,242	1.99
	オーストリア	1,424,193,750	3.56
	アイルランド	107,459,393	0.26
	イギリス	1,188,897,758	2.97
	ポーランド	99,430,444	0.24
	オーストラリア	57,633,875	0.14
	ニュージーランド	941,925,701	2.35
	マレーシア	125,684,846	0.31
	インドネシア	129,656,192	0.32
	韓国	161,510,183	0.40
	イスラエル	52,540,783	0.13
	小計	31,775,061,397	79.51
地方債証券	日本	290,127,523	0.72
	アメリカ	116,941,801	0.29
	オーストラリア	43,119,463	0.10
	小計	450,188,787	1.12
特殊債券	日本	577,861,347	1.44
	ドイツ	113,385,472	0.28
	フランス	101,411,357	0.25
	スウェーデン	101,852,388	0.25
	韓国	220,579,550	0.55
	国際機関	1,567,265,134	3.92
	小計	2,682,355,248	6.71
社債券	日本	153,079,151	0.38
	アメリカ	500,909,765	1.25
	カナダ	775,813,401	1.94
	フランス	518,339,519	1.29
	オランダ	210,763,643	0.52
	スペイン	331,399,922	0.82
	ルクセンブルク	68,531,519	0.17
	フィンランド	104,597,000	0.26
	イギリス	516,415,020	1.29
	スイス	69,047,977	0.17
	スウェーデン	465,240,177	1.16
	ノルウェー	206,139,916	0.51
	デンマーク	170,948,952	0.42
	オーストラリア	477,363,726	1.19

	小計	4,568,589,688	11.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	484,407,895	1.21
合計(純資産総額)		39,960,603,015	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産（2023 年 3 月 31 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１

（1）投資有価証券の主要銘柄

全銘柄　　2023年 3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	12,065,717,239	2.2663	27,344,534,979	2.2356	26,974,117,459	100.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2023年 3月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.50
合計		100.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2023 年 3 月 31 日現在）
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド
（1）投資有価証券の主要銘柄
時価金額上位30銘柄

2023 年 3 月 31 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	16,208,000	12,747.62	2,066,134,287	12,608.15	2,043,529,433	2.25	2027 年 2 月 15 日	5.11
2	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	9,750,000	13,370.35	1,374,673,392	12,783.41	1,363,879,067	0.125	2026 年 10 月 15 日	3.41
3	日本	国債証券	第335回利付国債（10年）	1,214,000,000	100.90	1,224,973,193	100.88	1,224,683,200	0.5	2024 年 9 月 20 日	3.06
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	9,614,000	12,731.25	1,223,982,465	12,418.29	1,193,894,401	1.875	2027 年 2 月 28 日	2.98
5	日本	国債証券	第436回利付国債（2年）	1,188,850,000	100.10	1,190,122,069	100.12	1,190,383,616	0.005	2024 年 5 月 1 日	2.97
6	オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	8,999,000	12,963.36	1,166,573,211	12,243.39	1,101,783,062	0.9	2032 年 2 月 20 日	2.75
7	日本	国債証券	第433回利付国債（2年）	995,150,000	100.12	996,354,131	100.11	996,304,374	0.005	2024 年 2 月 1 日	2.49
8	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	11,675,000	8,204.75	957,904,789	8,067.88	941,925,701	2.75	2025 年 4 月 15 日	2.35
9	日本	国債証券	第441回利付国債（2年）	937,400,000	100.16	938,983,920	100.16	938,937,336	0.005	2024 年 10 月 1 日	2.34
10	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6,493,000	12,569.37	816,129,197	12,592.97	817,661,976	0	2028 年 3 月 28 日	2.04
11	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	8,300,000	9,837.77	816,535,013	9,843.20	816,985,807	0.25	2023 年 5 月 1 日	2.04
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,825,000	11,250.94	767,877,044	11,598.33	791,586,182	0.5	2027 年 8 月 31 日	1.98
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,597,800	13,686.47	766,141,416	13,953.88	781,110,574	4.125	2032 年 11 月 15 日	1.95
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,315,000	12,285.26	775,814,517	12,138.71	766,559,634	0.75	2026 年 4 月 30 日	1.91
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,485,200	12,808.19	702,555,255	13,296.66	729,348,780	3.5	2033 年 2 月 15 日	1.82
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,080,000	13,982.56	710,314,180	13,438.58	682,680,364	0.5	2026 年 2 月 1 日	1.70
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,900,100	10,438.27	720,251,423	9,547.39	658,779,802	1.75	2041 年 8 月 15 日	1.64
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,385,000	11,918.59	641,816,378	12,180.43	655,916,676	0.75	2026 年 3 月 31 日	1.64
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,066,000	12,545.56	635,558,109	12,750.02	645,916,448	1.75	2025 年 3 月 15 日	1.61
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY	8,320,000	7,825.58	651,088,942	7,632.07	634,988,562	1.25	2050 年 5 月 15 日	1.58
21	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,090,000	14,546.42	594,948,765	14,139.50	578,305,674	4	2035 年 4 月 30 日	1.44
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,509,000	9,262.65	602,906,497	8,771.25	570,920,784	1.125	2040 年 5 月 15 日	1.42
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,026,300	10,496.01	632,521,474	9,240.69	556,871,899	2	2051 年 8 月 15 日	1.39
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,241,000	12,927.89	548,272,016	12,981.61	550,550,490	0.5	2023 年 11 月 30 日	1.37
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	3,756,000	14,482.74	543,971,951	13,783.36	517,703,127	3.45	2043 年 7 月 30 日	1.29
26	日本	国債証券	第183回利付国債（20年）	483,300,000	101.56	490,858,812	106.58	515,134,971	1.4	2042 年 12 月 20 日	1.28
27	イギリス	国債証券	UK TREASURY	4,535,000	10,457.01	474,225,474	10,939.37	496,100,745	1.25	2041 年 10 月 22 日	1.24
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,327,000	14,654.57	487,557,644	14,855.71	494,249,699	4.4	2033 年 5 月 1 日	1.23
29	日本	国債証券	第158回利付国債（20年）	466,500,000	100.20	467,437,665	97.59	455,294,670	0.5	2036 年 9 月 20 日	1.13
30	日本	国債証券	第68回利付国債（30年）	497,000,000	89.79	446,266,294	84.63	420,626,010	0.6	2050 年 9 月 20 日	1.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2023 年 3 月 31 日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	国内	16.97
	外国	62.53
地方債証券	国内	0.72
	外国	0.40
特殊債券	国内	1.44
	外国	5.26
社債券	国内	0.38
	外国	11.04
合計		98.78

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件
該当事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績（2023 年 3 月 31 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１

（1）純資産の推移

2023年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期計算期間末　（2013年 5月 1日）	1,690	1,690	12,859	12,859
第8期計算期間末　（2014年 5月 1日）	2,073	2,073	13,553	13,553
第9期計算期間末　（2015年 5月 1日）	2,609	2,609	14,887	14,887
第10期計算期間末　（2016年 5月 2日）	11,705	11,705	14,082	14,082
第11期計算期間末　（2017年 5月 1日）	14,010	14,010	14,240	14,240
第12期計算期間末　（2018年 5月 1日）	16,286	16,286	14,540	14,540
第13期計算期間末　（2019年 5月 7日）	17,765	17,765	14,644	14,644
第14期計算期間末　（2020年 5月 1日）	18,432	18,432	14,891	14,891
第15期計算期間末　（2021年 5月 6日）	24,615	24,615	15,641	15,641
第16期計算期間末　（2022年 5月 2日）	26,804	26,804	15,936	15,936
2022年 3月末日	26,546	—	15,890	—
4月末日	26,777	—	15,924	—
5月末日	26,601	—	15,795	—
6月末日	27,055	—	16,105	—
7月末日	27,206	—	16,270	—
8月末日	26,983	—	16,097	—
9月末日	26,740	—	15,879	—
10月末日	27,336	—	16,243	—
11月末日	26,705	—	15,766	—
12月末日	25,563	—	15,077	—
2023年 1月末日	25,996	—	15,226	—
2月末日	26,433	—	15,401	—
3月末日	26,837	—	15,622	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

（2）分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第7期計算期間	2012年 5月 2日～2013年 5月 1日	0
第8期計算期間	2013年 5月 2日～2014年 5月 1日	0
第9期計算期間	2014年 5月 2日～2015年 5月 1日	0
第10期計算期間	2015年 5月 2日～2016年 5月 2日	0
第11期計算期間	2016年 5月 3日～2017年 5月 1日	0
第12期計算期間	2017年 5月 2日～2018年 5月 1日	0
第13期計算期間	2018年 5月 2日～2019年 5月 7日	0
第14期計算期間	2019年 5月 8日～2020年 5月 1日	0
第15期計算期間	2020年 5月 2日～2021年 5月 6日	0
第16期計算期間	2021年 5月 7日～2022年 5月 2日	0

（3）収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第7期計算期間	2012年 5月 2日～2013年 5月 1日	21.1
第8期計算期間	2013年 5月 2日～2014年 5月 1日	5.4
第9期計算期間	2014年 5月 2日～2015年 5月 1日	9.8
第10期計算期間	2015年 5月 2日～2016年 5月 2日	△5.4
第11期計算期間	2016年 5月 3日～2017年 5月 1日	1.1
第12期計算期間	2017年 5月 2日～2018年 5月 1日	2.1
第13期計算期間	2018年 5月 2日～2019年 5月 7日	0.7
第14期計算期間	2019年 5月 8日～2020年 5月 1日	1.7
第15期計算期間	2020年 5月 2日～2021年 5月 6日	5.0
第16期計算期間	2021年 5月 7日～2022年 5月 2日	1.9

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1.　以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2.　「資産の運用に関する重要な事項」の「２．　投資信託（ファンド）の経理状況」の中の「１．財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－１

1.貸借対照表

（単位：円）

	第16期 （2022年 5月 2日現在）	第17期 （2023年 5月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	103,098	4,122,690
親投資信託受益証券	26,804,027,017	27,596,509,489
未収入金	148,400,000	153,800,000
流動資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179
資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,139,811	14,662,899
未払委託者報酬	132,914,059	137,831,133
未払利息	－	12
その他未払費用	1,100,000	1,100,072
流動負債合計	148,153,870	153,594,116
負債合計	148,153,870	153,594,116
純資産の部		
元本等		
元本	16,820,258,462	17,212,872,856
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,984,117,783	10,387,965,207
（分配準備積立金）	2,119,529,945	2,248,978,721
元本等合計	26,804,376,245	27,600,838,063
純資産合計	26,804,376,245	27,600,838,063
負債純資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179

2.損益及び剰余金計算書

（単位:円）

	第16期 （自　2021年 5月 7日 至　2022年 5月 2日）	第17期 （自　2022年 5月 3日 至　2023年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	620,293,794	338,203,244
営業収益合計	620,293,794	338,203,244
営業費用		
支払利息	45	1,717
受託者報酬	14,139,811	14,662,899
委託者報酬	132,914,059	137,831,133
その他費用	1,100,000	1,100,106
営業費用合計	148,153,915	153,595,855
営業利益又は営業損失（△）	472,139,879	184,607,389
経常利益又は経常損失（△）	472,139,879	184,607,389
当期純利益又は当期純損失（△）	472,139,879	184,607,389
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,345,711	△13,306,965
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,877,570,258	9,984,117,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	863,764,535	536,465,631
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	863,764,535	536,465,631
剰余金減少額又は欠損金増加額	224,011,178	330,532,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	224,011,178	330,532,561
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,984,117,783	10,387,965,207

3.注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2022年5月3日から2023年5月1日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

“ライフプロデュース30/50/70”の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）については、下記をご覧ください。

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102ページ
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－1
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112ページ

ライフプロデュース日本株式

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. **当ファンドの沿革**
   2006年6月5日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
   2007年2月5日　名称を「適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドＰ－１」から「適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－１」に変更

2. **各マザーファンドの沿革**
   アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
   2002年7月9日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

   バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
   2005年7月1日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第17期（2022年3月11日から2023年3月10日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２３年5月１０日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田八郎

監査意見

当監査法人は、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１の２０２２年3月１１日から２０２３年3月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１の２０２３年3月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第16期 (2022年 3月10日現在)	第17期 (2023年 3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	10,000
親投資信託受益証券	3,462,216,224	3,737,998,673
未収入金	35,900,000	33,200,000
流動資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673
資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,167,634	2,004,730
未払委託者報酬	33,381,400	30,872,619
その他未払費用	220,000	220,000
流動負債合計	35,769,034	33,097,349
負債合計	35,769,034	33,097,349
純資産の部		
元本等		
元本	2,877,343,695	2,821,439,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,013,495	916,671,376
（分配準備積立金）	1,610,009,452	1,532,428,638
元本等合計	3,462,357,190	3,738,111,324
純資産合計	3,462,357,190	3,738,111,324
負債純資産合計	3,498,126,224	3,771,208,673

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第16期 （自　2021年 3月11日 至　2022年 3月10日）	第17期 （自　2022年 3月11日 至　2023年 3月10日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△409,922,796	379,462,061
営業収益合計	△409,922,796	379,462,061
営業費用		
受託者報酬	2,167,634	2,004,730
委託者報酬	33,381,400	30,872,619
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	35,769,034	33,097,349
営業利益又は営業損失（△）	△445,691,830	346,364,712
経常利益又は経常損失（△）	△445,691,830	346,364,712
当期純利益又は当期純損失（△）	△445,691,830	346,364,712
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,556,617	9,911,559
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,018,441,604	585,013,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,441,136	23,953,747
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,441,136	23,953,747
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,620,798	28,749,019
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,620,798	28,749,019
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	585,013,495	916,671,376

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
１． 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２． 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３． その他	当ファンドの計算期間は、2022年3月11日から2023年3月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第16期 （自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日）	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第16期 （2022年 3月10日現在）	第17期 （2023年 3月10日現在）
１． 計算期間の末日における受益権の総数 2,877,343,695口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 2,821,439,948口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2033円 （10,000口当たり純資産額 12,033円）	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3249円 （10,000口当たり純資産額 13,249円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期 （自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日）	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２． 分配金の計算過程 該当事項はありません。	２． 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第16期 （自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日）	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第16期 （2022年 3月10日現在）	第17期 （2023年 3月10日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 （自 2021年 3月11日 至 2022年 3月10日）	第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第17期 （自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第16期 （2022年 3月10日現在）		第17期 （2023年 3月10日現在）	
期首元本額	2,847,544,829円	期首元本額	2,877,343,695円
期中追加設定元本額	204,158,866円	期中追加設定元本額	84,746,253円
期中一部解約元本額	174,360,000円	期中一部解約元本額	140,650,000円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第16期 （2022年 3月10日現在）	第17期 （2023年 3月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△414,202,939	361,152,372
合計	△414,202,939	361,152,372

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式　(2023年 3月10日現在)

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　(2023年 3月10日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド	797,183,096	1,860,067,317	
		バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド	713,418,439	1,877,931,356	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：100.0%	1,510,601,535	3,737,998,673 100.0%	
合計				3,737,998,673	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１

純資産額計算書(2023年3月31日現在)

2023年 3月31日現在

Ⅰ　資産総額	3,739,048,333 円
Ⅱ　負債総額	1,898,754 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,737,149,579 円
Ⅳ　発行済口数	2,811,189,948 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3294 円

【参考情報】各マザーファンドの現況
純資産額計算書（2023 年 3 月 31 日現在）
バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

2023年 3月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,867,540,980 円
Ⅱ　負債総額	3,792,604 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,863,748,376 円
Ⅳ　発行済口数	713,418,439 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6124 円

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

2023年 3月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,875,293,518 円
Ⅱ　負債総額	― 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,875,293,518 円
Ⅳ　発行済口数	791,367,685 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3697 円

３．設定及び解約の実績

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー１

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8期計算期間	2013年 3月12日～2014年 3月10日	284,797,094	94,010,000	2,001,707,820
第9期計算期間	2014年 3月11日～2015年 3月10日	255,077,485	84,540,000	2,172,245,305
第10期計算期間	2015年 3月11日～2016年 3月10日	243,367,494	26,330,000	2,389,282,799
第11期計算期間	2016年 3月11日～2017年 3月10日	245,808,591	86,000,000	2,549,091,390
第12期計算期間	2017年 3月11日～2018年 3月12日	126,470,621	31,350,000	2,644,212,011
第13期計算期間	2018年 3月13日～2019年 3月11日	142,231,796	36,650,000	2,749,793,807
第14期計算期間	2019年 3月12日～2020年 3月10日	161,560,435	71,550,000	2,839,804,242
第15期計算期間	2020年 3月11日～2021年 3月10日	116,680,587	108,940,000	2,847,544,829
第16期計算期間	2021年 3月11日～2022年 3月10日	204,158,866	174,360,000	2,877,343,695
第17期計算期間	2022年 3月11日～2023年 3月10日	84,746,253	140,650,000	2,821,439,948

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

ライフプロデュース世界株式

※この投資信託は、“ライフプロデュース30/50/70”においても、投資対象となっています。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2015 年 9 月 30 日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2021 年 9 月 1 日	ベンチマークの一部変更に伴う約款変更

2. マザー・ファンドの沿革

アクサ ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞

2000 年 8 月 3 日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2001 年 11 月 5 日	関連法令の改正に伴う約款変更
2002 年 4 月 1 日	関連法令の改正に伴う約款変更
2003 年 3 月 13 日	業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更等に伴う約款変更
2005 年 10 月 1 日	受託会社の商号変更等に伴う約款変更
2006 年 5 月 31 日	委託会社の商号変更等に伴う約款変更
2007 年 9 月 30 日	関連法令の改正に伴う約款変更
2011 年 6 月 1 日	委託会社の商号変更に伴う約款変更
2013 年 1 月 4 日	社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行に伴う約款変更
2022 年 9 月 30 日	運用委託先の追加に伴う約款変更

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド

2015 年 3 月 23 日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2015 年 6 月 30 日	運用委託先の営業譲渡に伴う約款変更
2021 年 9 月 1 日	投資態度の記載の簡素化、ベンチマークの一部変更に伴う約款変更
2022 年 1 月 1 日	運用委託先の変更に伴う約款変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第 8 期計算期間(2022 年 3 月 11 日から 2023 年 3 月 10 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年５月19日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷 篤

監査意見

当監査法人は、アクサ ＩＭ・グローバル（日本含む）株式ファンド（適格機関投資家私募）の2022年３月11日から2023年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ＩＭ・グローバル（日本含む）株式ファンド（適格機関投資家私募）の2023年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

（1）【貸借対照表】 （単位：円）

	第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,043,013	611,683,766
親投資信託受益証券	50,006,922,887	60,141,483,375
未収入金	155,000,000	―
流動資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141
資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	19,989,068	22,045,833
未払委託者報酬	122,790,217	135,424,624
その他未払費用	327,328	323,712
流動負債合計	143,106,613	157,794,169
負債合計	143,106,613	157,794,169
純資産の部		
元本等		
元本	27,560,977,057	29,706,039,168
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,470,882,230	30,889,333,804
（分配準備積立金）	17,291,081,462	23,214,379,084
元本等合計	50,031,859,287	60,595,372,972
純資産合計	50,031,859,287	60,595,372,972
負債純資産合計	50,174,965,900	60,753,167,141

（2）【損益及び剰余金計算書】 （単位：円）

	第 7 期 （自 2021 年 3 月 11 日 至 2022 年 3 月 10 日）	第 8 期 （自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日）
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	4,076,995,148	6,658,560,488
営業収益合計	4,076,995,148	6,658,560,488
営業費用		
支払利息	7,267	264,638
受託者報酬	38,408,435	43,698,544
委託者報酬	235,937,916	268,434,398
その他費用	660,613	676,553
営業費用合計	275,014,231	313,074,133
営業利益又は営業損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
経常利益又は経常損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
当期純利益又は当期純損失（△）	3,801,980,917	6,345,486,355
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	166,904,073	114,562,064
期首剰余金又は期首欠損金（△）	16,867,320,531	22,470,882,230
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,553,396,235	2,607,757,908
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,553,396,235	2,607,757,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	584,911,380	420,230,625
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	584,911,380	420,230,625
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,470,882,230	30,889,333,804

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

		第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）	第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	25,454,403,267 円	27,560,977,057 円
	期中追加設定元本額	2,979,803,790 円	2,656,542,111 円
	期中一部解約元本額	873,230,000 円	511,480,000 円
2.	受益権の総数	27,560,977,057 口	29,706,039,168 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 7 期 （自　2021 年 3 月 11 日 至　2022 年 3 月 10 日）		第 8 期 （自　2022 年 3 月 11 日 至　2023 年 3 月 10 日）	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円	費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,635,078,748 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	6,231,180,881 円
収益調整金額	5,179,807,946 円	収益調整金額	7,675,218,361 円
分配準備積立金額	13,656,002,714 円	分配準備積立金額	16,983,198,203 円
当ファンドの分配対象収益額	22,470,889,408 円	当ファンドの分配対象収益額	30,889,597,445 円
当ファンドの期末残存口数	27,560,977,057 口	当ファンドの期末残存口数	29,706,039,168 口
1 万口当たり収益分配対象額	8,153.15 円	1 万口当たり収益分配対象額	10,398.42 円
1 万口当たり分配金額	－円	1 万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円	収益分配金金額	－円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第 7 期 自　2021 年 3 月 11 日 至　2022 年 3 月 10 日	第 8 期 自　2022 年 3 月 11 日 至　2023 年 3 月 10 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 7 期 2022 年 3 月 10 日現在	第 8 期 2023 年 3 月 10 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
第 7 期（2022 年 3 月 10 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,901,343,441
合計	3,901,343,441

第 8 期（2023 年 3 月 10 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,462,197,467
合計	6,462,197,467

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第 7 期 （2022 年 3 月 10 日現在）		第 8 期 （2023 年 3 月 10 日現在）	
1 口当たり純資産額	1.8153 円	1 口当たり純資産額	2.0398 円
(1 万口当たり純資産額)	(18,153 円)	(1 万口当たり純資産額)	(20,398 円)

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表
（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	1,727,341,395	3,853,525,918	
	アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド	28,661,315,473	56,287,957,457	
親投資信託受益証券　合計		30,388,656,868	60,141,483,375	
合計		30,388,656,868	60,141,483,375	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
　　該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　　該当事項はありません。

２　投資信託（ファンド）の現状

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

【純資産額計算書】

（2023 年 3 月末日現在）

Ⅰ　資産総額	60,674,678,119 円
Ⅱ　負債総額	18,583,662 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	60,656,094,457 円
Ⅳ　発行済数量	29,649,580,301 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0458 円

（参考）アクサ　ローゼンバーグ・日本株式マザー・ファンド＜適格機関投家私募＞
純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	12,209,487,669 円
Ⅱ　負債総額	0 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	12,209,487,669 円
Ⅳ　発行済数量	5,475,780,070 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2297 円

（参考）アクサIM・グローバル（日本除く）株式マザーファンド
純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	58,213,871,656 円
Ⅱ　負債総額	0 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	58,213,871,656 円
Ⅳ　発行済数量	29,541,053,874 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9706 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ IM・グローバル（日本含む）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 計算期間	17,634,421,034	50,000	17,634,371,034
第 2 計算期間	1,721,874,978	539,150,000	18,817,096,012
第 3 計算期間	1,004,839,669	220,190,000	19,601,745,681
第 4 計算期間	2,167,050,162	221,970,000	21,546,825,843
第 5 計算期間	2,200,224,917	361,490,000	23,385,560,760
第 6 計算期間	3,669,812,507	1,600,970,000	25,454,403,267
第 7 計算期間	2,979,803,790	873,230,000	27,560,977,057
第 8 計算期間	2,656,542,111	511,480,000	29,706,039,168

（注）第 1 計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。
（注）本邦外における設定および解約はございません。

ライフプロデュース世界債券

※この投資信託は、“ライフプロデュース30/50/70”においても、投資対象となっています。

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2006年6月 5日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
2007年1月31日	名称を「適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドＰ－１」から「適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－１」に変更

2. マザーファンドの沿革

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2002年5月 9日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
2007年1月31日	名称を「アライアンス・グローバル・ボンド・マザーファンド」から「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第17期（2022年5月3日から2023年5月1日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２３年6月１５日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田八郎

監査意見

当監査法人は、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１の２０２２年５月３日から２０２３年５月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１の２０２３年５月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１．財務諸表

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第16期 (2022年 5月 2日現在)	第17期 (2023年 5月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	103,098	4,122,690
親投資信託受益証券	26,804,027,017	27,596,509,489
未収入金	148,400,000	153,800,000
流動資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179
資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,139,811	14,662,899
未払委託者報酬	132,914,059	137,831,133
未払利息	－	12
その他未払費用	1,100,000	1,100,072
流動負債合計	148,153,870	153,594,116
負債合計	148,153,870	153,594,116
純資産の部		
元本等		
元本	16,820,258,462	17,212,872,856
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,984,117,783	10,387,965,207
（分配準備積立金）	2,119,529,945	2,248,978,721
元本等合計	26,804,376,245	27,600,838,063
純資産合計	26,804,376,245	27,600,838,063
負債純資産合計	26,952,530,115	27,754,432,179

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第16期 （自　2021年 5月 7日 至　2022年 5月 2日）	第17期 （自　2022年 5月 3日 至　2023年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	620,293,794	338,203,244
営業収益合計	620,293,794	338,203,244
営業費用		
支払利息	45	1,717
受託者報酬	14,139,811	14,662,899
委託者報酬	132,914,059	137,831,133
その他費用	1,100,000	1,100,106
営業費用合計	148,153,915	153,595,855
営業利益又は営業損失（△）	472,139,879	184,607,389
経常利益又は経常損失（△）	472,139,879	184,607,389
当期純利益又は当期純損失（△）	472,139,879	184,607,389
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,345,711	△13,306,965
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,877,570,258	9,984,117,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	863,764,535	536,465,631
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	863,764,535	536,465,631
剰余金減少額又は欠損金増加額	224,011,178	330,532,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	224,011,178	330,532,561
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,984,117,783	10,387,965,207

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
１． 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２． 収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３． その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2022年5月3日から2023年5月1日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第16期 （自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日）	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第16期 (2022年 5月 2日現在)	第17期 (2023年 5月 1日現在)
１． 計算期間の末日における受益権の総数 16,820,258,462口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 17,212,872,856口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5936円 (10,000口当たり純資産額 15,936円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6035円 (10,000口当たり純資産額 16,035円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期 （自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日）	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１． 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２． 分配金の計算過程 該当事項はありません。	２． 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第16期 （自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日）	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第16期 （2022年 5月 2日現在）	第17期 （2023年 5月 1日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左
②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 （自 2021年 5月 7日 至 2022年 5月 2日）	第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第17期 （自 2022年 5月 3日 至 2023年 5月 1日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第16期 （2022年 5月 2日現在）		第17期 （2023年 5月 1日現在）	
期首元本額	15,737,522,965円	期首元本額	16,820,258,462円
期中追加設定元本額	1,479,135,497円	期中追加設定元本額	949,834,394円
期中一部解約元本額	396,400,000円	期中一部解約元本額	557,220,000円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第16期 （2022年 5月 2日現在）	第17期 （2023年 5月 1日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	616,629,804	357,006,852
合計	616,629,804	357,006,852

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式（2023年 5月 1日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2023年 5月 1日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	12,020,432,742	27,596,509,489	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	12,020,432,742	27,596,509,489 100.0%	
合計				27,596,509,489	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２．投資信託（ファンド）の現況

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１

純資産額計算書（2023 年 3 月 31 日現在）

2023年 3月31日現在

Ⅰ　資産総額	26,978,199,888 円
Ⅱ　負債総額	140,405,437 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	26,837,794,451 円
Ⅳ　発行済口数	17,179,929,889 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5622 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書（2023 年 3 月 31 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2023年 3月31日現在

Ⅰ　資産総額	41,321,265,662 円
Ⅱ　負債総額	1,360,662,647 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,960,603,015 円
Ⅳ　発行済口数	17,874,501,848 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2356 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー１

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第7期計算期間	2012年 5月 2日～2013年 5月 1日	296,122,145	88,250,000	1,314,883,115
第8期計算期間	2013年 5月 2日～2014年 5月 1日	267,108,276	52,310,000	1,529,681,391
第9期計算期間	2014年 5月 2日～2015年 5月 1日	301,672,918	78,210,000	1,753,144,309
第10期計算期間	2015年 5月 2日～2016年 5月 2日	7,024,946,613	465,580,000	8,312,510,922
第11期計算期間	2016年 5月 3日～2017年 5月 1日	1,559,955,937	33,370,000	9,839,096,859
第12期計算期間	2017年 5月 2日～2018年 5月 1日	1,374,455,579	12,430,000	11,201,122,438
第13期計算期間	2018年 5月 2日～2019年 5月 7日	1,139,008,662	208,430,000	12,131,701,100
第14期計算期間	2019年 5月 8日～2020年 5月 1日	1,241,367,522	994,700,000	12,378,368,622
第15期計算期間	2020年 5月 2日～2021年 5月 6日	3,394,714,343	35,560,000	15,737,522,965
第16期計算期間	2021年 5月 7日～2022年 5月 2日	1,479,135,497	396,400,000	16,820,258,462

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/

お問い合わせ先・担当者

Form No.0T0192 (18.0) AXA-A1-2308-2936/9W2 2023.10.01